

平成29年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成29年9月6日（水曜日）

議事日程第1号

平成29年9月6日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第57号 物品の取得について
- 第5 議案第58号 平成29年度八峰町一般会計補正予算（第3号）
- 第6 議案第59号 平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）
- 第7 議案第60号 平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）
- 第8 議案第61号 平成29年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第62号 平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第63号 平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第11 議案第64号 平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第12 議案第65号 平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第13 議案第66号 平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第14 発議第5号 決算特別委員会の設置について
- 第15 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第16 議案第67号 平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第68号 平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
認定について

- 第18 議案第69号 平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第19 議案第70号 平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第20 議案第71号 平成28年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- 第21 議案第72号 平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第22 議案第73号 平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第23 議案第74号 平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第24 議案第75号 平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第25 議案第76号 平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第26 議案第77号 平成28年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 議案第78号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第28 陳情第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情につい
て
- 第29 陳情第 6号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情につ
いて
- 第30 陳情第 7号 「共謀罪(組織犯罪処罰法)の廃止を求める意見書」提出につい
ての陳情について

出席議員(12人)

1番 鈴木 一彦	2番 笠原 吉範	3番 水木 壽保
4番 須藤 正人	5番 腰山 良悦	6番 柴田 正高
7番 皆川 鉄也	8番 嶋津 宣美	9番 菊地 薫
10番 山本 優人	11番 門脇 直樹	12番 芦崎 達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	佐々木高
会計課長	吉田一夫	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	日沼正明
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
企画財政副課長	和平勇人	福祉保健副課長	今井利宏
農林振興副課長	浅田善孝	建設副課長	内山直光
沢目子ども園長	川尻滝子	埴川子ども園長	堀江千秋

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田吉孝	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午前10時00分開会

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成29年9月八峰町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会の委員長

鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月10日、18日及び9月1日、議長同席の下に議会運営委員会を開き、7月28日付で議長から諮問のあった平成29年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から15日までの10日間とし、日程等については皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から15日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から15日までの10日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成29年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、8月24日から25日にかけての大雨についてであります。前線を伴った低気圧が発達しながら日本海を東に進み、北東北を横断しました。本町でも24日午前11時頃から雨が降り出し、県の設置した雨量計で1時間に20mmを超える雨量を計測するなど、河川の水位の上昇も見られ災害のおそれがあったことから、同日午後4時30分に災害対策連絡部を設置し、警戒にあたりました。中央公園では、法面が崩れていたことから立入禁止の看板を設置したほか、八森地区の五輪台上段で、国道101号線とJR五能線

の間の畑に水路の水があふれて流れ込んだため、現地を確認、水路の下流域に民家があることから、水の流れを解消する応急措置などの対応を行っております。翌日午前7時から、被害状況確認のため町内を巡回し、午後2時に災害対策連絡部を解散しております。

なお、このたびの大雨により、五輪台上段の畑で約6万1,000円の農業被害があったほか、夏井沢川2か所で約600万円の河川被害となる見込みです。この河川被害については、災害復旧に向けた関係予算を本議会に追加提案することとしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、本町の財政健全化比率の状況についてであります。 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成28年度決算の健全化判断比率につきましては、先月、監査委員による審査を終え、今議会に監査委員の意見を付して報告しております。

その概要であります。 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」及び「資金不足比率」については、一般会計及び特別会計の全会計において黒字決算となっており、また、実質公債費比率は前年同の8.2にとどまったものの、将来負担比率は前年比マイナス8.8ポイントの3.6と改善が図られております。しかしながら、依然として地方交付税等の依存財源に頼る財政構造でありますので、今後とも国政の動向を注視しながら財政の健全化に努めてまいります。

次に、「子育て世帯向け民間賃貸住宅」についてであります。 7月に町内の1事業者から2戸建設したいとの申請があり、内容を審査して補助決定したところであります。建設地は峰浜小学校にほど近い住宅地で、年内にも入居可能となる予定となっております。子育て世帯の町外流失を食い止めることを主目的としておりますが、建築や不動産業などの「仕事づくり」にも繋がる事業でありますので、引き続き参画する事業者が出てくることを期待しているところです。

次に、お試し移住ツアーについてであります。 6月23日から2泊3日の日程で実施しております。参加者は8名で、茅葺き屋根葺き替えや東屋づくり、きりたんぼ鍋づくりなど田舎暮らしを体験しつつ、移住者交流会を通して移住前の不安を解消し、移住に繋げることを目的に実施したところですが、本移住ツアー参加者においても1名が7月に移住をしております。

お試し移住ツアーは平成28年3月から始め、これまで5回開催しておりますが、延べ42名から参加いただき、うち10名の移住に繋がっております。総合戦略の「社会減の抑

制」のK P I達成のため、今後も引き続き実施してまいります。

次に、ふるさと八峰応援寄附金についてであります。平成28年度は前年度に比べ、件数で40%増の1,310件、金額で84%増の2,287万7,000円となりました。平成29年度第1四半期においても前年を上回る件数の寄附金が寄せられており、事務作業が膨大となっていることから、本年度中に取扱い事務の一部を代行業者に委託することにしておりますが、同時に返礼品数も大幅に増やし寄附者の選択肢を広げることにしており、今後も八峰町の特産品のP Rを図りながら、八峰町の応援サポーターを増やしてまいります。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

海開きを前にした7月8日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。当日は天候にも恵まれ、早朝からたくさんの町民の方々から参加いただき、心から感謝申し上げます。

集められたごみは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが418袋で約2,505k g、缶類などの不燃ごみが191袋で260k g、その他、廃プラスチック、木くず、金属くずの産業廃棄物が12㎡となっております。ごみの多くは漁具などの漂着したものです。中にはタイヤや冷蔵庫など不法投棄されたものがありますので、引き続きモラルの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

なお、9月16から10月15日までの1か月間は秋季大掃除実施期間となっており、各自治会におかれましては、地域の環境衛生のため積極的に取り組みくださるようお願い申し上げます。

次に、第54回秋田県消防操法大会が9月2日に由利本荘市の秋田県消防学校で開催され、7月の郡市大会で優勝した第1分団がポンプ車操法の部に、第5分団が小型ポンプ操法の部に出場しました。昨年は台風十号の影響により中止となった今大会でしたが、当日は天候にも恵まれ、当町から出場した両分団は日頃の練習の成果をいかんなく発揮し、それぞれ準優勝というすばらしい結果を残すことができました。また、小型ポンプ操法で第5分団の2番員薩摩晃大さんが優秀選手賞を受賞しました。これも5月下旬から暑い中、連日訓練に参加された消防団の皆様のご努力、そして長期間にわたりご指導いただきました八峰消防署の皆様のご苦勞があってこそその成果であり、この場を借りて敬意と感謝を申し上げます。

次に、6月議会で報告しておりました、障害福祉サービス利用に対する利用者負担金事務で、本来、算定の際に使用すべき所得年の更新を行わず従前のまま使用したことなどにより、サービス利用者の皆様及び県、その他関係機関に対し過誤納金と延滞金が生

じた件につきましては、7月末までに関係者36名の皆様全員にご説明に伺い、謝罪申し上げますとともに、今後の対応についてご理解をいただきました。これを受けまして、平成29年8月1日付で、担当職員でありました福祉保健課主査、男性38歳を戒告処分といたしております。併せて当時の上司2人を注意処分といたしました。

このたびご迷惑をおかけしました関係者の皆様には改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後は、事務手順の見直しはもとより、チェック体制の強化に努め、再発防止に万全を期してまいります。

次に、これまでも報告してまいりました、平成28年度分住民税非課税者に給付金を支給する臨時福祉給付金(経済対策分)についてであります。対象者2,004人のうち1,963人から申請があり、7月までに支給を終了しており、支給率は97.95%となっております。

次に、歯科診療所訪問診療について申し上げます。

町営歯科診療所も平成25年3月の再開以降、患者数も順調に推移しております。また、4月より歯科訪問診療を実施しており、現在までに延べ6回利用いただいております。今後も、包括支援センター等関係機関を通して通院が困難な高齢者などへ訪問歯科診療をPRしていただくなど、利用促進に努めてまいります。

八峰町戦没者追悼式が8月25日、峰栄館において行われました。式典には、遺族をはじめ来賓の方々など52名が出席され、先の大戦で犠牲となられた戦没者に哀悼の意を表したところであります。

遺族の皆様をはじめ私たちは、改めて、大戦によってもたらされた数多くの教訓を風化させることなく、しっかりと次の世代に語り伝え、二度と戦争を起こしてはならないとの決意を新たにしたところであります。

次に、敬老式について申し上げます。

9月2日、八峰町文化ホールにおいて開催された敬老式には、対象者のうち初養老の44名を含め126名が出席し、和やかな雰囲気の中で行われました。今年度は、初養老を迎えた方が153名、傘寿の方が106名、米寿の方が114名となっております。また、金婚夫婦も43組おられました。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、改めてお祝いを申し上げますとともに、今後一層のご長寿をご祈念申し上げます。

次に、観光イベントなどについて申し上げます。

7月14日、岩館海浜プールにて「岩館・滝の間海岸海開き安全祈願祭」が行われました。当日は、地元八森小学校の児童が水遊びを楽しむ歓声がこだまし、海開きを盛り上

げました。

今年の海水浴シーズンに海浜プールを利用された方は、7月に若干落ち込んだものの8月になって天候に恵まれたことから、最終的には前年並みの3万人前後でした。また、シーズン中大きな事故がなく終えることができたのも、警察や交通指導隊、防犯関係者の方々のご尽力のお陰と深く感謝申し上げます。併せて、海浜プールの清掃ボランティアにあたられた地元関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

8月5日には商工会主催の「あわびの里づくりまつり」が開催され、あわびの資源回復を図るとともに、八峰町のあわびを県内外にPRし地域活性化を図る催しとして定着し、今年で11回目を迎えました。天候に恵まれたこの日、八森子ども園の八峰子ども太鼓の演奏を皮切りに、あわび稚貝の放流を行ったほか、あわびのつかみ取りや恒例のケッコそば食い大会など、多彩な催しが繰り広げられました。また、この日は、日よけ用のブルーシートのほか、町が購入した「イベント用大型テント」2棟の初披露の場となりました。テント内では、訪れた約500人の方がバーベキューに舌鼓を打ち、夏の一日を楽しんでおりました。企画運営に当たられた関係の皆様のご労苦に敬意を表します。

8月15日には、八峰町の夏の風物詩として定着した、第31回目「雄島花火大会」が中浜海岸を会場に開催されました。今年は朝から天候に恵まれ、夕方にかけて遠方からも多くの方が訪れ、準備した駐車場は早々と満車となり、会場は大いににぎわいを見せました。5時15分からのオープニングセレモニーに続き、子ども園児による八峰子ども太鼓の演奏、八峰中生と祭鼓連の競演、峰神太鼓の演奏が繰り広げられました。そして、いよいよ8時からは、スターマインを皮切りに多彩な演出で約1,000発の花火が夏の夜空に打ち上げられ、訪れた観光客や帰省客を魅了しました。天候に恵まれた今年は、昨年を大きく上回る2万2,000人が訪れております。主催者の雄島花火実行委員会及び関係者各位並びに大会にご協賛くださいました皆様に厚くお礼申し上げます。

8月27日は、ポンポコ山公園において第13回ポンポコ山音楽祭が開催されました。今回は、県内外から10団体のほか、ゲストとして秋田市出身のシンガーソングライター、渡部絢也さんをお迎えしての盛りだくさんの音楽祭となりました。八峰町からもエックス・イシカワとゆずシャーベットの2団体が出演したほか、八峰町出身者がメンバーに加わっている団体が2団体出演し、花を添えました。アットホームで、しかも迫力ある演奏と歌声に会場は終始熱気に包まれておりました。音楽祭の運営に携わった実行委員と関係者各位のご労苦に敬意を表します。

次に、「プレミアム付き商品券発行事業」について申し上げます。

この事業は、低迷する消費需要を喚起し、個人消費の拡大によって地域商工業者等の売り上げ増加を図り、町の経済活性化に繋げることを目的に、平成21年度から実施しております。10回目となる今回は、昨年同様20%のプレミアムが付いた額面6,000円の商品券を、1冊5,000円で1万セットを販売しており、購入限度額を1人5冊まで2万5,000円とし、お盆前から販売しておりますが、8月末現在でおよそ70%を売り上げております。今回は、その他に、自治会事業で使用する場合に限り、特例として20冊10万円までの購入を可能としており、運動会の賞品などの購入に活用されております。

なお、商品券の使用期限は平成30年2月7日までの6か月間となっております。

今回で区切りとなる10回を終了することから、事業主体である白神八峰商工会と、これまでの事業効果について調査・分析し、今後の地域活性化への取り組みに活かしてまいります。

次に、「ジオパーク活動」についてご報告いたします。

八峰白神ジオパークは、昨年12月9日に開催された第32回日本ジオパーク委員会の審査の結果、残念ながら2年間の条件付きでの再認定となりましたことは周知のとおりであります。本年1月には再認定現地審査結果をもとに、評価される点と今後の課題・改善すべき点が記載された「審査結果報告書」が日本ジオパーク委員会から送付されてまいりました。これを受け、八峰白神ジオパークでは課題解決に向けたアクションプランを作成し、4月に提出しております。現在、このアクションプランに従い、示された課題、特に1年以内に緊急に解決すべき項目を中心に取り組んでおります。

8月18日には、八峰白神ジオパークが事務局となり、秋田県ジオパーク普及啓発事業「まるごと体験“秋田”のジオパーク」を開催しました。この事業は、ジオパークの普及を図るため平成25年度から開催しているもので、今年で5回目の開催となりました。これまでの4回はいずれも秋田市での開催でしたが、県内全域にジオパークを広めるために初めて能代市の文化会館で開催し、市内の小学生を中心に300名以上の方々が訪れ、ジオパークの学習や体験を楽しんでいただきました。

なお、東北地方では初めてとなる日本ジオパーク全国大会が、男鹿・大潟ジオパークを主会場に10月25日から27日の3日間の日程で開催されます。既に全国から500名以上の申し込みがあります。八峰町でも1つの分科会を担当するほか、白爆神社、十二湖を巡る1泊2日のジオツアーを担当します。参加者は全国から40名を見込んでおり、この機

会を活用しながら八峰白神ジオパークと町をPRしてまいります。

再認定審査まであと1年余りですが、ジオパーク関係者は一丸となって活動に取り組んでおります。議員の皆様からは今後ともご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、水稻の作柄概況について申し上げます。

東北農政局秋田県拠点は、8月15日現在の作柄概況を8月30日に発表しました。秋田県は「平年並み」となり、地域別では県北と中央が「平年並み」、県南は「やや不良」と見込まれています。

今年の田植え最盛期は平年に比べ1日早い5月22日、出穂最盛期は平年に比べ2日遅い8月6日となりました。今年は6月の低温により一時生育は緩慢となったものの、7月に入ってからのが気象が好天で経過したことから、穂数及び1穂当たりモミ数、全モミ数ともに「平年並み」と見込まれています。また、登熟は、8月に入ってからのが気象がおおむね平年並みに経過していることから、「平年並み」と見込まれています。

次に、経営所得安定対策の申請及び作付状況について申し上げます。

農業再生協議会では、6月上旬に町内各集落を巡回し交付申請書を受け付け、6月末に国に書類を提出しました。申請農家は飯米農家を除く販売農家で、昨年より23戸少ない461戸が申請しました。申請農家の主食用水稻作付面積は、昨年より2ha少ない984haで、10a当たり7,500円交付される「米の直接支払い交付金」は、総額で7,380万円が交付される見込みであります。

また、「水田活用の直接支払い交付金」の対象となる転作作物については、前期が6月22日から7月11日まで、後期が8月17日から24日までの日程で作付状況や面積を確認したところです。主な作付面積については、ソバが296ha、大豆212ha、長ネギやミョウガ、枝豆などの野菜が38ha、地力増進作物23ha、備蓄米58haなどです。これらについては出荷数量に応じて交付金が支払われることになっております。

次に、未来づくり交付金事業について報告いたします。

おがる八峰しいたけプロジェクト事業で進めているホダ製造建屋や事務所棟、培養棟、栽培棟など、全ての建設工事は発注済みであり、現在のところ年内の完成を目指して順調な進捗状況となっております。

各施設などで使用する物品については現在精査・検討しておりますが、特に日数を要する「菌床しいたけホダ培養用コンテナ」については、今議会に「物品取得契約締結案」

を提案しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、現在建設中の栽培ハウスで来年4月以降、実践研修を行う新規就農者については、町の広報などで募集する予定であります。

次に、8月26日に開催されました能代市・山本郡中学校駅伝競走大会の八峰中学校の結果について申し上げます。

同大会は、能代市風の松原陸上競技場を発着点とする風の松原特設コースで開催され、八峰中学校からは、陸上クラブに加え、他の部から精鋭を集めた男女各1チームが参加しました。特に女子チームは、昨年優勝の能代一中や八竜中チームなど強豪が間近に迫るも慌てず、冷静なレース運びで接戦を制し、見事優勝を果たしました。中でも2区走者で3年生の山本かれんさんは、区間記録で走破しました。上位を目指して、たすきを繋いで力走した男子チームは7位の成績でありました。女子チームは9月23・24日に秋田市雄和で開催される全県大会へ出場しますが、その力を遺憾なく発揮し、上位入賞を目指すよう期待するものであります。

次に、全国学力・学習状況調査について申し上げます。

10回目を迎えた今年度の結果については去る8月28日に公表され、秋田県は、今年度も小学校6年生、中学校3年生とも「トップクラス」の実績でした。

当町の状況を申し上げますと、小学校6年生については、各学校とも国語・算数両教科のA問題（基本）、B問題（応用）とも、全国や秋田県の平均を超える良好な結果でありました。また、中学3年生につきましても、小学生同様に全国・秋田県の平均を各教科ともクリアしており、良好な状況となっております。学力調査の結果については、この結果に甘んずることなくしっかり分析し、明らかになった課題を授業の中で重点的に取り組み、指導方法を工夫して定着を図るなど、具体的な対策を積み重ねてまいります。

また、同時に実施された児童・生徒に対するアンケート調査につきましては、これまで「家庭での復習」や「学習時間の少なさ」が小・中学生とも共通した課題でありましたが、今年度の調査では改善されており、学校はもとより、教育委員会による保護者の皆様に対する家庭学習の重要性と習慣化への理解と協力を呼びかけた結果であると考えております。しかし、「新聞を読んでいますか」の質問では、特に中学生が全国・秋田県の平均よりも低い状況にあります。子どもたちの「読解力」の低下や文字・活字離れが心配される中、「生きた教材」である新聞を活用してより多くのことを学ぶことは有効

であり、学校側ともよく相談しながら対策を講じてまいりたいと考えております。

今後とも、学力・体力の向上はじめ、何事にも負けない強くたくましく元気な子どもに育ててまいります。

次に、八峰中学校で行っている地域未来塾について申し上げます。

この事業は、国の「学校・家庭・地域連携総合事業」の一つで、学習支援が必要な中学生等に学習支援を行うことを目的として行うもので、町では昨年に引き続き事業実施しております。全学年を対象にして、7月から来年2月まで週2回程度、放課後1時間、学習支援員のついた補習授業を設けており、3年生は94%、2年生は98%、1年生は100%の生徒がこの塾を利用しております。

なお、夏季及び冬季休業の期間については、従来から学校教育課で行っております学力フォローアップスクール事業で補習事業を組んでおり、ここでも多くの中学生が利用しております。

次に、成人式について申し上げます。

今年の対象者は65名で、うち52名の方から出席していただきました。私は祝辞で、「ふるさと八峰町を守り育てていくのは自分たちだという気概を持ってまちづくりに参画して欲しい。」と述べたのに対し、成人を代表して2人から、「八峰町のために貢献できるよう努力していく。」「八峰町がふるさとであることを誇りとして、社会貢献していきたい。」などの誓いの言葉が述べられ、これからの若い世代への期待感とともに、今行っているふるさと教育の大切さを実感した次第です。

成人式の開催にあたり、企画や運営等で尽力いただきました成人式実行委員会の皆さん、そして太鼓演奏で成人式に花を添えくれた八峰中学校3年生有志の皆さんに感謝を申し上げます。

次に、「第12回八峰町民野球大会」について申し上げます。

今年の大会は、昨年と同数の21チームが参加して、7月30日と8月6日の2日間で行われました。両日とも厳しい暑さの中でしたが、参加チームはそれぞれのチームカラーで野球を楽しんでおりました。大会結果は、沼田マリーンズが優勝し、八森第1が準優勝に輝きました。また、3年目を迎えた試合前のホームラン競争では、1位に目名湯ヤンキース、2位に水沢上わかば、3位に埴チームが輝きました。若い人たちの参加も多く見られ、今後とも生涯スポーツを楽しむ機会として、また、地域コミュニティの活性化の機会として開催していきたいと考えております。

次に、短期チャレンジ留学について申し上げます。

これは、秋田県の「秋田で学ぼう！教育留学推進事業」の一環で、全国トップレベルの教育の発信による移住・定住の促進を目的として行われているもので、県からの要請を受け、町が受託して行った事業であります。

8月25日から8月30日の5泊6日、あきた白神体験センターを拠点に、2日間は海や山などの自然体験、2日間は八森小学校への教育留学を行うという内容に、首都圏を中心に小学校2年生から6年生まで、男子9名、女子8名、計17名の方から参加をいただきました。遠くは福岡県、香川県、愛知県からの参加者もおりました。短い期間でしたが、八峰町の自然体験活動を満喫し、八森小学校のICTを活用した授業に刺激を受けるとともに、八森小学校の子どもたちと新しい交流が生まれるなど、参加者には非常に好評でした。直ちに移住・定住の成果に結びつくことは難しいと思いますが、八峰町のよい思い出を子どもたちが持ち帰ることで、将来何らかの形で町との関わりができることを期待しているところであります。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第57号、物品の取得については、八峰町未来づくり交付金事業、菌床しいたけホダ培養用コンテナの購入について、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第3号）は、2億2,919万円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億3,315万5,000円とするもので、LGWANメールサーバー構築等に伴う電子計算費、大沢・埴地区の地デジ放送共聴施設改修補助金、ふれあい橋さわめ補修工事費、財政調整基金積立金の追加となっております。

議案第59号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、4,005万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億2,354万3,000円とするもので、基金積立金や過年度精算による国県への返還金などの追加であります。

議案第60号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、3,759万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億6,077万9,000円とするもので、地域密着型介護予防サービス給付費、過年度精算による国県への償還金や一般会計繰出金などの追加であります。

議案第61号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、1,538万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億8,092万9,000円とするもので、水沢橋添架水道管補修工事、簡易水道基金積立金及び消費税納付金の追加であります。

議案第62号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、1,376万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億4,122万3,000円とするもので、浜田マンホールポンプ制御盤修繕料、八森浄化センター機械・電気設備改築更新工事費及び一般会計への繰出金の追加であります。

議案第63号、平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、224万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を6,928万9,000円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第64号、平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、213万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を5,744万5,000円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第65号、平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、56万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を328万6,000円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第66号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、240万円を追加して、歳入歳出予算の総額を6,913万9,000円とするもので、医薬材料費の追加であります。

議案第67号、平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、平成28年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第68号から議案第77号までの各案件は、平成28年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第78号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員である小林信夫氏が平成29年9月21日で任期を迎えることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

報告第4号は、平成28年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は22議案で、報告件数は1件であります。詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、先ほども申し上げましたが、災害復旧のための補正予算を本会期中に追加提案する予定でありますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 日程第4、議案第57号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 議案第57号についてご説明いたします。

物品の取得についてでございます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

物 品 名 菌床しいたけホダ培養用コンテナ

取 得 金 額 1,269万5,400円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字萩の台5番地26

幸和機械株式会社峰浜営業所

営業所所長 平 澤 金 義

支 出 項 目 平成29年度八峰町一般会計

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 目 農業振興費

平成29年9月6日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

この培養用コンテナは、あきた未来づくり交付金事業による物品の購入であります。8月22日に8社による指名競争入札で落札決定したものでございまして、落札率は94.95%でございます。

このコンテナは培養ホダの1次培養専用を使用するものでございまして、1万2,500個購入するものでございます。コンテナはプラスチック製で、縦が46.2cm、横が62.2cm、高さが19.6cm、ホダが12個入るような専用のコンテナでございます。このコンテナには「八峰町」という3文字を印字していただくことになっております。

納期につきましては、12月の25日というふうなことで予定してございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第58号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤進君） それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。

議案第58号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第3号）。

平成29年度八峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,919万円を追加して、それぞれ総額を67億3,310万5,000円とするものであります。

第2条ですが、これは第2表の地方債補正であります。

平成29年9月6日提出

八峰町長 加藤和夫

そういうことで、3ページをご覧ください。

第2表、地方債補正、限度額の変更でございます。過疎対策事業（通常分）、限度額を570万円追加しまして4億8,660万円とするものであります。それから、過疎対策事業（ソフト事業分）ですが、これは200万円追加して1億550万円とするものであります。この内訳につきましては、後ほど歳入の11ページの町債の方に出てまいりますので、こちらで説明したいと思います。

それでは歳入ですが、7ページ・8ページです。

10款1項1目地方交付税1億8,288万2,000円の補正であります。今回確定いたしました、最終的には32億8,680万3,000円となるものであります。

それから、14款、15款1項・2項の民生費のところにつきましては、これ後ほど教育委員会の方で詳細説明しますが、国庫補助金、国庫、県負担金につきましては、施設型給付費の増額ということで、教育入所児童に関わる増の部分でございます。

それから、一番下の15款2項4目農業水産業費県補助金40万円の追加です。これは農業経営力向上支援事業費補助金ということで、これも後ほど歳出の農業振興費の18ページに出てまいりますけれども、40万円同額、県の方から入ってきて、これをそのまま出しているというのですが、これは農業法人、今回立ち上げた白神農産株式会社に専門家による指導・助言、普及啓発活動等の取り組みについて支援するものでございます。

それから、9ページ・10ページの18款1項の特別会計繰入金ですが、1目の介護保険特別会計繰入金317万4,000円、それから2目の公共下水道事業特別会計繰入金1,081万7,000円、3目の農業集落排水事業特別会計繰入金224万3,000円、それから4目の漁業集落排水特別会計繰入金213万5,000円、それから5目の合併浄化槽事業特別会計繰入金56万8,000円ですが、これは平成28年度の決算に基づきまして地方財政法の7条の1項による繰入でありますので、後ほど特別会計の方で詳細な説明をいたします。

それから、19款1項1目、今回の補正財源の一部ですが1,677万1,000円を補正するものであります。これは前年度繰越金であります。それで、この残り、これを繰り越した後の残り、留保額ですが、2億8,719万円となります。

それから、20款5項4目の返還金、これは青年就農給付金の返還金ですが、これも後ほど歳出の諸支出のところで、22ページに同額の分出てきます。これは最初の150万円交付した人が、取得を確定申告し、所得が確定したことによって一部戻さなくちゃならなくなったということで、本人からもらってそのまままた歳出で返してやるということでございます。

それから、21款1目の総務債770万円の追加であります。これは先ほど地方債補正のところに出てまいりましたけれども、生活基盤整備事業の過疎分ですが、これは空き家の除却の分でありまして、4棟分を見込んでおります。これも同額が災害対策費の方の歳出の20ページの方に出てまいります。当初300万円予算措置したんですけれども、これが使い切ったということで、ほぼ使い切ったということで、もう4棟分を予定しております。

それから、地上デジタル放送共聴施設改修事業補助金（過疎債）ですが、これも後ほど歳出の14ページに出てまいりますけれども、地域情報化事業ということで大沢・埴川地区の共聴分に関するものでございます。

それでは、歳出の13・14ページをご覧ください。

2款1項1目の一般管理費685万2,000円の補正であります。まず役務費の44万6,000円ですけれども、一つは、役場入り口のところに揮発光式視線誘導標を6本設置したということで37万2,000円。それから、保険料とその次の備品の604万6,000円につきましては、町長車の方が8年を経過して20万以上走破してかなり古くなったということで、今回購入するというので、ワゴンタイプであります。

それから、2目の文書広報費15万5,000円の追加ですが、これは9目の旅費9万2,000円、それから負担金6万3,000円ですけれども、今回の異動で広報担当が新人になったということで、それに係るものでございます。

それから、7目の電子計算費283万3,000円の補正ですけれども、委託料259万2,000円、これは情報セキュリティ強化対策の一環としてL G W A Nサーバーのメールサーバーの更新委託料でございます。

それから、14款の使用料及び賃借料ですけれども、これもそういうものに伴う使用料、ソフトウェアの使用料でございます。

それから、9目の自治振興費30万円ですけれども、これは契約対象外になっているLED街灯の修繕料でございます。

それから、11目の地域情報化事業660万8,000円の追加ですが、負担金ということで光ケーブル移設工事費、これは八森茶の沢地区内の負担金であります。それから、補助金が、先ほど申し上げましたように地上デジタル放送共聴施設改修事業費補助金ということで、埴・大沢地区の分で570万円であります。

それから、3款1項1目社会福祉総務費61万6,000円の補正ですが、これは職員の時間外勤務手当ですが、ねんりんピック、それから障害福祉計画等、今回業務が増えているということで、それに伴う時間外手当の補正であります。

それから、国民健康保険費、28節の繰出金ですが、これは国民健康保険特別会計の繰出金であります。データヘルス計画等の策定業務委託で64万8,000円、あと、国保ライン法改正の法の大綱の方は終わって、これは37万8,000円の減額で、合わせてトータルで27万円の補正であります。

それから、15・16ページの3款1項8目高齢者コミュニティセンター管理費95万円の補正であります。これは湯っこランドですけれども、修繕料ということで温泉系統漏水、シンク式温水ヒーター、濾過ポンプ等の修繕でございます。

それから、3款2項につきましては、これは後ほど教育委員会の方から説明があります。

それから、4款1項2目予防費、負担金、補助金ですけれども、がん患者医療費補正具補助金25万円ということで、これにつきましては、かつら、それから乳房に対する補助でございます。1月1日以降購入したものを対象とするものであります。

それから、6款1項3目、次のページですが、農業振興費の40万円の補正ですが、先ほど歳入でも出てまいりましたけれども農業経営向上支援事業補助金ということで、白神農産株に補助するものでございます。

それから、7款1項3目観光費150万9,000円の減額ですけれども、これは事業完了に伴う不用額ということで減額補正であります。

それから、6目のポンポコ山公園管理費120万円の工事請負費の補正ですけれども、今現在、国道101号がポンポコ山公園のところで仮設のフェンスやってるんですけれども、町民の方からやっぱりちゃんとしたものやった方がいいんじゃないかというふうなご指摘がありまして、今回正規のものを延長で30m、高さ1.8mのものを設置工事するということでございます。

それから、8款2項3目の橋梁維持費2,000万円、それから、4目の除雪費1,935万円の減額ですが、これは関連ありますので、社会資本交付金事業の中で実は今回、除雪ドーズ1台購入する予定であったんですけれども、全協でも説明いたしましたように排ガス規制で年度内の納入ができなくなったということで、それにかわる事業として今回優先順位からいって橋梁維持事業の方のふれあい橋の補修を行うということで、その委託料が1,300万円、これはJRに委託するものであります。

それから、工事請負費の700万円、これは町施工分でありますけれども、これは上の上部の通路でなくて、その両方のそでの方の昇降棟の2か所の分ですね、その分でございます。

あと、それから使用料で、除雪の使用料で、今言ったようにドーズ購入できなくなったので、その分、ドーズを借り上げしなくちゃいけないということで、2月・3月分の65万円を補正しております。

あつ、もう一つございました。一番重要な13節の600万円。除雪業務管理システム導入業務委託するって、GPSを活用した稼働状況を管理するためのものを導入するということでございます。

それから、その次の9款1項3目災害対策費200万円の補正であります。これも先ほどの町債のところに出てきましたけれども、空家除却推進事業ということで4件分補正ということで、現在も3件の申し込みがあるということでございます。

それから、教育費の方は今教育委員会の方から説明いたしますので、ちょっと飛んで次の21・22ですが、13款2項1目国県支出金返納金24万8,000円のこれにつきましては、国県支出の返納金ですが、これも先ほど歳入のところトンネルでいくんだという話しましたけれども、戻してもらったものをそのまま国に戻してやるということです。

それから、23ページ・24ページの13款3項1目の財政調整基金2億円のこれは積立金であります。これも地方財政法第7条1項の規定によって、繰越金の準繰越の2分の1をくだらない額で積み立てなさいというふうなあれがありますので、今回2億円積み立てをするというものであります。

どうかご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長よりご説明申し上げます。

○教育長（千葉良一君） それでは私の方から、教育委員会関連につきましてご説明申し上げます。

まず、15ページ・16ページでございます。

民生費の2項の児童福祉費でございます。児童福祉総務費として344万2,000円を計上させていただきました。役務費としての13万円につきましては、手数料として子育て支援センターのエアコン2台分の点検とガスの補充、さらには電気系統の点検・整備料として計上したものでございます。

次に、19節の負担金補助及び交付金の331万2,000円の負担金につきましては、施設型給付費負担金328万2,000円につきましては、歳入の方で国庫支出金、さらには県の支出金ありましたけれども、これを含めて負担金として支払うものでございますが、我が町の子どもたちが町の保育園に入らないで家庭の事情等で市外の施設に入った場合に、施設料と負担金として支払うものでございます。国がその分の2分の1負担、また県が4分の1、町も4分の1負担する、合わせて328万2,000円でございます。当初は4名おりました。その後1名転出して、その後3名入ってきましたので、差し引き2名分の負担

金として計上したものでございます。実質、町の負担4分の1分については、97万6,000円が町で負担するというところでございます。

次に、研修会参加費の負担金3万円につきましては、保育士等の研修で出かけていった場合に懇談会に出席するわけでありましてけれども、研修の件数が多くなり不足が生じる可能性もありますので、その想定して不足分を計上したものでございます。

また、委託料の16万8,000円は、警備委託料として埴川こども園と沢目こども園の防犯カメラの設置について計上したものでございます。8万4,000円掛ける2園分でございます。先の全員協議会で山本議員の方からその効用等についても質問ありましたが、私もその後、警察の方へ赴いてお話を様々聞いてまいりましたが、やはり抑止力というものが一番その設置の効果があると。これ以上求めるのであれば、あとは警備保障会社の方にもモニターをつけて、四六時中24時間、時間を決めて対応すると、そういうことしかできないと。私どもの町で今回設置するものについては2台設置するというので、他の町、市よりも、物もよく、そしてまた設置台数も多いということで、警察の方ではよく決断してくれたということでほめられてきたところでもあります。2園分について計上させていただきました。

また、備品購入費の14万3,000円につきましては、沢目と埴川こども園の空気清浄器の不足分を今回2台ずつ購入するというものでございます。

次に、19ページと20ページでございます。

10款の教育費1項教育総務費であります。需用費として9万円を食糧費として計上させていただきました。県外から多くの学校、また教育委員会等々の視察があるわけですが、町に泊まっていった場合に、さらに詳しいことを聞いてまず懇親を深めたいということでの懇談会の要望があるわけでありましてけれども、これまでも計上いたしましたけれども、件数がちょっと多くなり不足が生じる可能性もありますので、その分として9万円を食糧費として計上したものでございます。今日と明日でありますけれども、宮城県の南三陸町から先生方20名、ハタハタ館に泊まって研修を行いますし、この後は岩手県の久慈地区の校長会、学校が39校ありますけど、校長先生たちが来られる、また、福島県の檜葉町からも先生たちが来られるということで、合わせて計上させていただいたものでございます。

次に、教育助成費、使用料及び賃借料として10万5,000円を計上させていただきました。学校メールシステムの使用料であります。これまで使用しておりました3つの学校に一

斉メール配信システムがありましたけれども、今回新しくシステムが変更されるということになりまして、子ども園の3園もこれに加えるということでの不足分として計上させていただきました10万5,000円であります。これまではエトピックスといいまして、学校、教育施設に設備、また受託している会社にもその設備があつて、その設備で受けた後、保護者の方に配信するわけでありまして、やはり経年劣化と設備の管理費も必要だということで、新しいシステムはインターネットを通じて瞬時に配信するというシステムになっているということでございます。

それから、小学校費につきましては、峰浜小学校、八森小学校についても警備委託料として8万5,000円それぞれ計上させていただきました。

また、教育費の中学校費につきましては、八森中学校費、役務費は77万9,000円の手数料でありますけれども、全員協議会でもお話しましたテニスコート4面のラインの張り替えと整地作業費として計上したものでございます。また、委託料として警備委託料は8万5,000円は、先ほど申し上げました防犯カメラの設置ということでございます。

次に、21・22ページの10款教育費4項幼稚園費でございます。委託料として8万4,000円については、警備委託料。また、18節の備品購入費につきましては、14万3,000円、空気清浄器でございます。認定こども園は学校施設ということで県の監査がありまして、4台必要という指摘をいただきまして、今回その4台分として購入するもの、14万3,000円を計上したものでございます。

次に、社会教育費の1目社会教育総務費でございます。節の報酬、旅費、需用費につきましては、社会教育委員の木藤雄介氏が今回仙台で開催される全国大会で表彰を受けるということから、規定により出席のための費用を計上したものでございます。

また、11節の需用費につきましては、修繕料として15万4,000円を計上させていただきました。これは課で管理されてる車4台ありますけれども、その1台、インサイトのブレーキ系統の故障です、その大半を使ってしまったと、そういうことで不足分を15万4,000円を計上させていただいたものでございます。

また、八森文化交流施設管理費194万8,000円につきましては、建設してから20年経つわけではありますが、ファガスの様々な設備等が経年劣化に伴いまして非常に悪くなってきました。点検をしていただいたり、点検して必要な部分を全部順位をつけて、緊急性のあるものを順次に修繕していこうということで、今回必要とされるものを計上させていただいたもの、194万8,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 最初に、総務費の方でお伺いしたいと思います。

今回予算の中で大規模なやつが何点かあるんですけども、一般管理費のところですね、町民の人方まだまだ経済の方が低迷してるわけですけども、そういう中で今回公用車を老朽化してきたということで640万円ほどあげております。今の車は確か国の経済対策の支援があつてですね、財源もいくらか入ってきたと。今回のやつ見ると財源はないと。一般財源でやるわけですけども、当然購入に関してはいろいろ検討されたと思うんですけども、もうちょっと格を下げたセダンとかというそういう検討はしなかったものでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） ただいまの嶋津議員のご質問についてお答えします。

今回町長車の更新につきましては、先ほど副町長が申し上げましたとおり年数が経過しているのと、走行距離も間もなく21万kmを迎え、年間2万6,000km程度走っている状態であります。

質問の内容についてはセダン等を考慮しなかったということでしたけれども、中の居住性と長距離を走る時もありますのでそういったことも含めて、乗用している状態の居住性、あと、車の安全性、四輪駆動、あとハイブリッドという、環境に配慮してハイブリッド等を考慮して、このたびこの予算で計上をさせていただいております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 文化交流センターの修繕費のことでお伺いをいたします。

修繕そのものには何ら問題ないと思いますけれども、こういった施設ですね、その都度修繕費があがって計上されてまいります。総合的に見て、年次計画等できちっとやる必要性考えたことございませんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えします。

前にもそのような、ファガスに限らずご質問があった記憶がありますが、そのことを受けて、必要なものについては全部取り出しをして、一気にやるということではなく、年

次で必要なもの、緊急性のあるものと分けてですね、これから整備していこうということで今回計上させていただいたということでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 併せて質問いたします。直さなければならないところは直さなきゃならない、これは当然のことではありますが、ただ、こういったぐあいにはちょこちょこですね緊急性のあるというようなことであれば、前もって予測がつくはずでありますから、そういったものをそれぞれ取りまとめしてですね、年に、もう当初予算の段階でこういったものを計画的に予算計上するというようなことでよろしいじゃないかなと思うんですが、見解をお聞かせください。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えします。

ありがとうございます。今後はそのように進めてまいりたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 18ページのふれあい橋の工事についてなんですが、工事期間中の通行はどうなるのでしょうか。利用できるのかどうかお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの柴田議員のご質問にお答えいたします。

ふれあい橋さわめについては、JRに委託する部分、通路部分の屋根部分だけをシートの張り替えを計画していますので、外部に足場をかけてやる関係上、外部の規制はありますけども、通路内の規制は今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） その工事を行っている期間のその通行は可能なのかどうか、利用できるのかどうかっていうことはお聞きしたいなど。全面通行にするのか、それとも一部通行できるようにされるのか、そのことを伺いたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 通行に関しては、常に通れるような状態にいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 教育長にお尋ねします。

警備の防犯システムの件なんですけど、たぶん学校の施設の前、玄関前とかでつくんだらうと思いますけども、実際のところはですね、そのカメラがついたところで防犯の抑止力にしかないわけでありまして。侵入者というのはどこからか入るかよく分かりませんが、そんなものがあれば初めて抑止力としては効果がありますけども、どっから入るか分からない。むしろ学校のその正面玄関等の入り口も監視も必要ですけども、学校の通学路、地域の防犯の方がむしろ重要ではないかなと。最近、熊対策で、熊が出たということで学校に保護者が迎えに来るようにしているということが聞いたんですが、それは事実ですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えします。

熊対策については、防犯放送で放送すると同時にですね、情報が入り次第、学校側ではスクールバスで移動してない限りについては保護者の方に連絡して、また保護者がお勤めになってる場合は、迎えにこられる方の保護者に依頼して送り、また迎えをしているような状況でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 保護者の方からなんですけどね、バスを利用してない、観海地区という場合、地区になるわけですけど、保護者が迎えに行くために仕事やめるっていうか中断しなければならないというふうな悩みが出てるわけですよ。もうちょっとですね、保護者がグループごとに担当を分けるとかですね、担当日を設けるとかというふうな形で、保護者の負担がないようにしなければならないのではないかなと思います。そのほか防犯カメラの件にまた戻りますけども、一番危険なところは建物に入るといって、学校内に入るといって問題そのものも必要ですけども、学校の近くの通学路、その部分の方がむしろ危険だと思うわけですよ。過去の例でいろんな防犯っていうか犯罪っていうのは通学路で起きているわけですし、全部の通学路を監視するわけにはいかないにしてもですね、せめて学校から近い程度の距離のですね、防犯には抑止力を高めるためにその防犯カメラ、道路上につける必要があるのではないかとこのように考えますが、いかがですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご質問にお答えします。

その件につきましても警察の警備の方にもお聞きしましたがけれども、現在秋田県ではそのようなことをやってるところはないわけでありましてけれども、非常に今、この危険

なところも、また熊の出没等も含めてありますので、検討の課題としていきたいと考えておるところでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 先ほどのやつに加えてですね、この今乗ってる車、老朽化、それから距離もかなりいってるといことで分かるんですけども、修理はすればまだ乗れるんですか。まずその点。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 嶋津議員のご質問にお答えをします。

修理をすれば乗れるかどうかということであれば、修理をすることは、すれば当然それは乗車することは可能だとは思いますが、今年度においても後部のベアリング等の交換ですとかそういったものも行っておりますので、やはり普段から常に安全な状態で走行させる必要があると思いますので、今回更新をお願いしたところであります。

○議長（芦崎達美君） ほかに。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） なぜこんな質問するかといいますと、修理が効くのであればですね、季節柄、来年の春は選挙なるわけですけども、それまで我慢してればまた新しい町長、再選されるんでしょうけども、それは委ねたらどうかなと思ひまして質問した次第です。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。

○8番（嶋津宣美君） いません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時20分。

午前 11 時 15 分 休 憩

.....
午前 11 時 20 分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議案第59号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀井福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第59号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2号）についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,005万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,354万3,000円とする。

平成29年 9 月 6 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

6 ページ・7 ページをご覧ください。

歳入、3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目システム開発費等補助金37万8,000円であり
ます。内容としましては、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の増であります。
これは一般財源から国庫補助金に充当されたため、37万8,000円の増となっております。

それから、9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金27万円であります。内容
としましては職員給与費等繰入金でありますけども、これは歳出の委託料64万8,000円か
ら国庫支出分の、ただいま話しました37万8,000円を差し引いた27万円が繰入金というこ
とになります。

下の10款繰越金 1 項繰越金 1 目療養給付費交付金繰越金であります。206万9,000円で
ありますけども、これとですね下の 2 目のその他繰越金の 1 節のその他繰越金、細節 1
の前年度繰越金は、平成28年度実績による繰越金であります。

以上が歳入であります。

それから、次、歳出であります。

8 ページ・9 ページであります。

歳出、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 13 節の委託料でありますけども、これがデータヘルス計画等の策定業務の委託料であります。今回追加です健康管理状況分析リストというものを追加するため、64万8,000円の委託料を追加いたしております。

それから、9 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目基金積立金であります。3,000万円の積み立てであります。これは歳入の繰越金3,940万6,000円のうち3,000万円を基金積み立てするというものでありまして、下の10款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目の償還金 23 節の償還金利子及び割引料940万6,000円と足して、歳入の繰越金ということになります。ということで、歳入の方の繰越金の中身が積立金とその償還金になるということになります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第60号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀井福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第60号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,759万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,077万9,000円とする。

平成29年9月6日提出

八峰町長 加藤和夫

6・7ページをご覧ください。

歳入であります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業支援交付金9万6,000円あります。これは平成28年度の精算によるものであります。

それから、8款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金の3,750万1,000円は、これも平成28年度精算による繰越金であります。

次に、支出であります。

次のページをご覧ください。

歳出、2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費3目地域密着型介護予防サービス給付費19節の負担金補助及び交付金295万1,000円あります。これは地域密着型介護予防サービス給付費の負担金であります。利用者1名の増によりまして、このような増となっております。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金23節償還金利子及び割引料3,147万1,000円あります。これは平成28年度の精算による国県への償還金となっております。

それから、6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金28節の317万5,000円、繰出金。これも平成28年度精算による繰出金ということになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第61号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第61号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,538万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,092万9,000円とするものであります。

平成29年9月6日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款2項1目基金繰入金、基金繰入として1,886万6,000円を繰り入れるものであります。これは前年度の繰越金の2分の1であります。

次に、4款1項1目繰越金、前年度繰越金でありますけどもマイナス348万1,000円の減額であります。これは予算の段階で繰越額を過少にしていたための減額であります。

次に、8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、積立金として簡易水道基金積立金を525万5,000円追加であります。公課費として消費税の納付金713万円を追加するものであります。

1款2項2目峰浜地区施設管理費、水沢橋の改修工事に伴って添架されている水道管を補修するというもので、300万円の追加でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第62号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第62号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,376万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,122万3,000円とするものであります。

地方債の補正として、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

平成29年9月6日提出

八峰町長 加藤和夫

3ページをお願いいたします。

地方債の補正です。変更として、八森浄化センター機械・電気設備改築更新工事として、限度額を540万円に100円プラスして640万円とするものであります。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目繰越金、前年度繰越金として1,276万1,000円の追加です。

6款1項1目町債、過疎対策事業債として50万円、下水道事業債として50万円、合わせて100万円の追加でございます。

9ページ・10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、一般会計繰出金として1,081万7,000円であります。

1 款 2 項 1 目八森処理区施設管理費、需用費、修繕料でありますけども、浜田地区のマンホールポンプの制御盤が傷んでおりますので、その修繕費として194万4,000円の追加であります。工事費として、八森浄化センター機械・電気設備改築更新工事として100万円を追加しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。
10番山本優人君。

○10番（山本優人君） このマンホールの修理について、修繕費の190万円について伺いますが、この浜田地区のこのマンホールの故障というのは、特異な例でこういうふうになったのかですね。何十箇所もたぶん町内にあると思うわけですが、特異な例だとすればその原因の問題もあるし、もしくは浄化センター管理等委託しているはずなんですけど、そのメンテナンスをしているにもかかわらずここまでなったという原因は何なのかということをお伺いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 山本議員のただいまのご質問にお答えします。

この浜田マンホールポンプの場所につきましては、浜田の墓地の角にあるマンホールポンプの制御盤でございます。これについては今回直前になったわけではなくて、以前から、昨年前から何らかの形でその制御盤に、想像ですけれどもぶつかって盤が動き損傷したというふうに見られております。その原因と申しますと、車、大型の車がぶつかったのではないかと。これはあくまでも推測ですが、そういう判断でありまして、そのぶつかったものが何であるか分かれば、あるいは相手が特定できればその方に損害やらその経緯を確認しながら対応はできたわけですが、その原因がはっきり分からないまま今までちょっと調査、確認に時間がかかったということでもあります。具体的には、電柱にその制御盤、幅80cm、高さ120cmぐらいの箱型の盤ですけども、それが正面が向いているものを斜めに向きが変わってしまっていて、制御盤がゆがんだ形でそこから雨水等が入り込んで支障を来す状態になっているということです。今は応急措置で雨が入らないようにしておりますけども、このまま長く放置しておくと使えない状態になる可能性が

あるので、今回補正でお願いしたところであります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに。山本優人君。

○10番（山本優人君） それは突発的なことだろうと思いますけども、いずれにしても見回り、メンテナンスの頻度はどの程度か分かりませんが、やっぱり早めに対応しないと制御盤そっくり取っ替えるような形になるわけでしょう。過去にも何だっけ、塩害で塩水入って制御盤がいかれたとかっていう話もあるわけですから、その辺はやっぱり保守会社にちゃんと指示して、管理を徹底するようにしてもらいたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですか。

○10番（山本優人君） お願いします。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 管理につきましては、マンホールポンプに関しては月に1回、全箇所を巡回してもらうような形で契約して、実際にそういうような形でお願いしてあります。その報告は受けておりましたけども、先ほども申し上げましたとおり原因を調査していきまして、それがこれ以上追及できないと判断した形で今回補修に踏み切ったということです。今後とも修繕関係、修繕といいますと巡回については、これまで以上に詳細に管理をしてもらいながら回っていただくことに努めたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第63号、平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

- 建設課長（石嶋勝比古君） 議案第63号、平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,928万9,000円とするものであります。

平成29年9月6日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金、前年度繰越金として224万3,000円の追加であります。

8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費224万3,000円、同額を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

- 議長（芦崎達美君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第64号、平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第64号、平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,744万5,000円とするものであります。

平成29年9月6日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金、前年度繰越金として213万5,000円を追加いたします。

8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、同じく214万5,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第65号、平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第

1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第65号、平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328万6,000円とするものであります。

平成29年9月6日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目繰越金、前年度繰越金として56万8,000円の追加であります。

8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、一般会計の繰出金として56万8,000円を追加するものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第65号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第66号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,913万9,000円とするものであります。

平成29年9月6日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入であります。

1款診療収入1項外来収入1目医科診療報酬収入1節の医科診療報酬収入240万円の追加であります。これは次のページ、歳出になりますが、2款医業費1項医業費1目医科医業費の11の需用費、医薬材料費240万円を追加するために、歳入歳出合わせて240万円ということであります。中身については、骨粗鬆症の注射薬の購入ということで計上いたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可

決されました。

休憩いたします。

午前 11 時 53 分 休 憩

午前 11 時 53 分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、発議第5号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第5号をご覧ください。

発議第5号

平成29年9月6日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

決算特別委員会の設置について

標記の委員会設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由でございます。平成28年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審議するためでございます。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠が「地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定による。」ものでございます。

目的が「次の議案について審査することを目的とする。」ということで、議案第67号、平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第68号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第77号、平成28年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計10議案についての認定についてであります。

設置の期間は、平成29年9月6日から同年9月15日までであります。

委員の定数は、11名です。

平成28年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。教育産業建設分科会におきましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に属する事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。

当席から指名いたします。1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、4番須藤正人君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君、10番山本優人君、11番門脇直樹君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午前11時58分 休 憩

.....
午前11時58分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第15、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長には9番菊地 薫君、副委員長には7番皆川鉄也君が互選されました。

日程第16、議案第67号、平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第68号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第69号、平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第70号、平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第71号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第72号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第73号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第74号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第75号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第76号、平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第77号、平成28年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第27、議案第78号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第78号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを説明をいたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜沼田字家ノ下101番地 1

氏 名 小 林 信 夫（昭和26年3月4日生）

本日提出です。

提案理由でございますが、八峰町沢目財産区管理委員の小林信夫氏が、平成29年9月21日で任期を迎えることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり同意されました。
日程第28、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情についての陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

今定例会終了までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第29、陳情第6号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

定例会終了までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第30、陳情第7号、「共謀罪(組織犯罪処罰法)の廃止を求める意見書」提出についての陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会終了までに審査を終了されるよう希望いたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後12時06分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 7番 皆川鉄也

同署名議員 8番 嶋津宣美

同署名議員 9番 菊地 薫

平成29年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成29年9月13日（水曜日）

議事日程第2号

平成29年9月13日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	佐々木高
会計課長	吉田一夫	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	日沼正明
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
企画財政副課長	和平勇人	産業振興副課長	成田拓也
福祉保健副課長	今井利宏	建設副課長	内山直光
沢目子ども園長	川尻滝子	埴川子ども園長	堀江千秋

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田吉孝	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、お忙しいところ、ご苦勞様でした。

それでは、ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番山本優人君、11番門脇直樹君、1番鈴木一彦君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） おはようございます。傍聴の皆さん、ご苦勞様でございます。

通告に従って、私からは2点について質問させていただきます。いずれも水に関する質問ですので、本来であれば一問とすることも考えたんですが、そうすればあまりにも質問事項が多くなってしまいますので、あえてナンバー1、ナンバー2というぐあいに分けさせていただきました。

その1問目としまして、公営企業会計の適用についてお尋ねいたします。

町では、簡易水道事業と下水道事業に、平成32年の4月から公営企業会計の適用を目指して準備を進めております。その準備費として、平成28年度から平成31年度までの4年間で5,282万1,000円の費用を見込んでおります。さらに、今年度の簡水の固定資産調査業務委託費として5,770万4,000円を既に契約しております。これほどの費用をかけてこの法を適用するメリットがあるのか、私は疑問に感じております。そこで、この公営企業法に従った場合の問題点についてお尋ねいたします。

1番目、簡易水道事業は、公営企業会計法第2条で簡易水道事業が除かれております。にもかかわらず、この法に従おうとする根拠は何なのか。

2つ目として、今後設備の経年に伴う維持費の増加や人口減少に伴う湧水水量の減少で、使用料の値上げは避けられないと思います。この公営企業会計を行う限り、ずっと値上げが続いていくのではないかと、その点についてお尋ねいたします。

3点目として、短期間で現在の水道事業担当職員を、企業人としてのサービス精神と経営感覚のある人材に育成できるのか。また、その育成は誰が行うのかお尋ねいたします。

4点目として、近隣の自治体でも、今2点目で述べた問題に直面しているはずであります。これらの自治体と一部事務組合での運用も検討すべきではないかお尋ねいたします。

5点目、現在加入者の使用料の上げ幅を少しでも低く抑えるためにも、下水道事業未加入者を加入させることであると思います。その対策はあるのかどうかお尋ねいたします。

水は、人が生きていくため欠くことのできないものであります。その水事業に企業の経済性を取り入れるこの法に疑問を感じます。そもそもこの法律は、日本の人口が爆発的に増加している昭和27年にできたもので、人口が減少に転じ、今後も減り続けると予測される今の時代になじまないものとなっております。町の簡易水道事業も人口減少により湧水水量が減少し、加え、起債の償還額が増加し、厳しい状況が予想されます。だからこそ、町の責任として今までどおり簡易水道事業を行うべきではないのか、町長の考えをお尋ねいたします。

2点目といたしまして、石川簡易水道の直営化についてお尋ねいたします。

少し古い話になりますが、平成13年3月定例会で、当時議員であり石川自治会の代表でもあった小林芳紀氏が、村に対して石川簡水貯水槽の増設費用支援についてをたずねました。その時の村長の答弁は、助成は近い将来、石川簡水が村営化になるというのが前提条件だと述べております。そのやりとりの、このところは私の記憶とちょっとあいまいな点もあるんですが、そのやりとりの中で小林議員が、10年後を目処に村営化をするということを話されたような気がします。そして、村では6月補正予算議会で400万円の助成を計上し、すんなり議会の同意を得ております。さらに、9月定例議会でも400万円の経営許可申請書作成業務委託料が計上されまして、その時の質疑の中で、石川地区の水道を村営化して事業を進めた方がよいのではという当局の答弁でありました。そしてこの、詳しくは428万4,000円の予算なんですが、これもすんなり認められております。皆さんのタブレットに資料として載せておりますので、ご参考いただきたいと思います。このように、当時村では近い将来、石川簡水を村営化する前提でこの予算を支出したものでございます。村営化のもととなった小林議員の確約発言は、間違いのないこ

とであります。

私の手元に当時の議事録がございます。そのことをちょっと読み上げてみます。阿部議員の質問で、「公共用水道施設費の中で石川地区の簡易水道が400万円あるわけですが、総務課長が簡単に説明してくれましたけども、もう少し詳しく説明してほしい。前に石川地区から申請のありました貯水槽ですが、それとの関連等もあるものなのかどうか、関係者ではありませんからよく分かりませんから、分かるように説明してほしい」という質問で、総務課長が「公共用水道施設費ということで428万4,000円を追加している。質問のとおり、これは前の協議会で説明しております。あるいは相談しておりました内容と関連があります。行政報告で申し上げておりますように、石川簡水の配水池の増設を要望されておりましたが、当初考えていた内容から非常に多くの事業費がかかるような内容となっております。その経費を編み出すためには、何としても起債とか補助とかそういうものを利用しなければなりません。そういうものにのせるためには公営の施設でなければならないということで、石川地区の水道を村営化して、そして事業を実施していくということがよいのではないかというようになったわけです」と。そして、「村営化して料金をどうするかという問題については、できれば休息をして担当の方から申し上げたい」と、こう答えております。そこで肝心なところが休息を挟んでおりますので、議事録には載っておらないわけです。私の記憶によれば、当時の木藤 實議員が「口約束だけではなくて、念書をとるべきだ」と、こういう発言をされました。そして村長が「議員の発言ですので、それなりの重みがあるから念書は必要ないでしょう」というこういう答えであったように思います。そこで私の記憶だけですと記憶違いということもございませうから、1日の議会運営委員会を開催した折、当時からの議員でありました芦崎議長、鈴木一彦議員にもそのことを確認しましたところ、そのようなやりとりがあった記憶があるとこう申しておりましたので、これは間違いのないことだろうと斯様に思います。

そこでお尋ねいたしますが、今述べたようなことがあったのか、あったことを知っていたかどうかお尋ねいたします。

2点目として、合併後、石川簡水の町営化について、石川自治会と協議を行ったのかどうか。

3点目、協議を行ったならば、その時の協議内容と結果についてお知らせください。

4点目、もし協議を行わなかったとしたならばなぜ協議をしなかったのか、その理由

と、今後協議をする考えがあるのかどうか。

そして5点目、今の現状のまま石川簡水は自治会で運営した方がよいと思うのか、町営化した方がよいと思うのかお尋ねいたします。

水道事業に計画どおり公営企業会計が適用されると、利用者負担は確実に上がります。石川地区の住民への不満が起こることは当然予想されます。なにせ将来村営化するという約束のもとで800万円もの以上の補助金を得ていながら、いまだに実施されていないことを町民が知ったらなおさらであります。1日も早く石川地区の住民との話し合いの場をもつべきではないでしょうか、町長の考えをお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

冒頭に、9日から12日まで、ねんりんピック開かれましたけども、おかげさまで無事終了することができました。ご支援、ご協力に感謝を申し上げます。

それでは、柴田正高議員のご質問にお答えをいたします。

「公営企業会計」適用についてであります。

はじめに、地方公営企業法の適用について述べさせていただきます。

地方公営企業法の適用は、地方公営企業法第2条第3項により、「条例で定めるところにより、その経営する企業にこの法律の規定する全部または一部を適用することができる」とされております。法の全部を適用することを全部適用、財務規定等のみを適用することを一部適用と呼んでいます。一部適用は、地方公営企業法のうち一部規定（財務規定等のみ）を適用し、会計方式は企業会計となり、組織体制は企業管理者を設置せず、地方公共団体の長が業務を執行するものであり、職員の身分においても地方公営企業労働関係法ではなく地方公務員法の適用を受けるものであります。

簡易水道事業の法適用にあたり、小規模事業であることや下水道事業と兼務する組織体制、少ない職員数といった現状を踏まえ、また将来必要が生じた場合には全部適用への移行も可能であることを考慮し、一部適用を採用するものであります。

1点目の「簡易水道事業は「公営企業法」から除かれているのに、この法に従おうとする根拠は」についてであります。住民生活に必要な簡易水道事業を持続的に実施していくためには、将来にわたって安定した事業運営が必要であります。そのため

には、地方公営企業法の一部を適用し、財務諸表等を活用した経営分析による事業評価の実施や諸課題の抽出を行い、改善策を講じる仕組みを構築しなければならないと考えております。法適用により公営企業会計に移行することで、経営成績や財政状況など自らの経営状況がよりの確に把握できるようになり、類似の公営企業や民間企業との比較が可能となります。これをもとに経営基盤の強化と財政マネジメントに取り組むことで、経営の健全化を図っていかねばなりません。

公営企業会計へ移行するための関連経費については、平成27年度から平成31年度までの「集中取り組み期間」に限り公営企業債の対象とする処置がとられ、簡易水道事業及び下水道事業においては、元利償還金に対する普通交付税措置も講じることとされております。このようなことから、簡易水道事業の法適用に向けて、平成28年度に「地方公営企業法適用基本計画」を作成し、今年度は「固定資産調査等業務」を委託したところであります。

2点目の「今後、設備の経年に伴う維持費の増加や人口減少に伴う有収水量の減少で、使用料の値上げはこの事業を行う限り続くのではないか」については、今年3月にお示しした簡易水道事業経営戦略の中で、今後見込まれる企業債元利償還金の増加や給水人口の減少、老朽管の更新等の支出を考慮し、主財源である水道使用料について、料金改定を5年ごとに約5%の引き上げを検討するとしております。これらの経営課題を解消するためにも公営企業会計方式を導入し、適切な経営分析や経営判断、経営改善を行うことにより、水道事業の経営の質と効率性を高めていかねばなりません。その結果として、見込まれる料金改定をできるだけ低く抑えられるよう努力し、更なる住民サービスの向上へと繋げてまいります。

3点目の「短期間で現在水道事業担当職員を企業人としてサービス精神と経営感覚のある人に育成できるか、育成は誰が行うか」に関してですが、サービス精神は事業形態にかかわらず常に顧客目線で取り組まなければならない事柄であり、日々研鑽に努めなければならないものと認識しています。また、法適用により会計方式が変更されることで、企業会計の理念、複式簿記の財務諸表作成、資産管理の運用方法などを身につけ、職員の意識改革に加え経営感覚を養う必要があります。

なお、移行に向けて専門技術者による担当職員の研修を実施してまいりますし、移行後も公認会計士や専門技術者などのアドバイスを受け、諸課題に対応すべく職員研修を適宜に実施すべきものと考えております。

4点目の「近隣の自治体でも2番目の問題に直面している。これらの自治体と一部事務組合での運用も検討すべきではないか」に対してですが、一部事務組合とは、複数の普通地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織であります。そこで他町の状況を確認しましたところ、三種町においては、平成28年度に全部適用事業となっている既存水道事業に複数の簡易水道事業を統合し、一事業として運営しております。また、藤里町では、平成30年度から簡易水道事業を公営企業法の一部適用に移行することが決まっているようであります。このように近隣自治体では既に法適用への移行が先行しており、一部事務組合での運用は検討に値しないものと考えております。

5点目の「現在加入者の使用料の上げ幅を少しでも低く抑えるためにも、下水道事業加入者を増やすことである。その対策は」であります。下水道加入者を増やす対策については、各自治体が頭を痛めている深刻な問題であります。町では対策の一環として、今年度から、住宅リフォーム支援事業により排水設備や雑排水の接続工事を行い、新規加入するものに対し10万円の補助金を交付する施策を講じております。また、啓蒙活動として、広報はっぼう6月号から連載で下水道に関する特集を掲載しております。加えて今月からは、「下水道接続工事实施中」の「のぼり旗」を作成し、排水設備工事を実施する施工業者へ貸与しているところです。この「のぼり旗」は、工事期間中現地に掲げることにより、近隣住家の加入を促すことを目的としております。

これからも知恵を絞り、あらゆる角度から加入促進に向けての取り組みを強化してまいります。是非議員の皆様からのご提言をお願いいたします。

次に、石川簡易水道の町営化についてであります。

1点目の「今述べたようなことがあったことを知っていたか」であります。この件につきましては、町村合併時の引き継ぎ事項にもありませんでしたし、その後も特段取り上げることもなかったので、詳細については承知していなかったところであります。

2点目の「合併後石川簡水の町営化について石川集落と協議を行ったか」につきましては、これまでのところ「石川自治会」及び「石川地区上下水道維持管理組合」との間で協議は行っておりません。ただし、例年6月の水道週間に能代保健所が石川簡易水道施設へ管理状況や水質に関する確認で立ち入る際など、町の水道担当職員が同伴しており、このような機会を捉えて公営化の勧奨を行ったと聞きました。

3点目の「協議したならその時の協議内容と結果についての報告」は、今申し上げた

ように協議はしていないため、内容や結果の報告はありません。

4点目の「協議していないならなぜしなかったのか、その理由と協議する考えは」につきましては、1点目で申し上げたとおり、この件は承知していなかったので協議はしておりません。今後、今回の一般質問を受けて調査した内容等を精査して、方向を決めてまいりたいと考えております。

5点目の「現状でよいと思うか、町営化がよいと思うか」に関しましては、石川地区簡易水道施設の維持管理状況については詳しくは確認しておりませんが、法令改正や水質基準等の見直しがなされた場合には、町から情報提供を行い、アドバイスをしてきたと聞きました。水道事業は住民生活にとって最も重要で密着したサービス提供であります。全町民が等しく安全・安心な水道水の提供を受けるためには、一元管理された同一水準の水質を確保した上で安定供給されることが望ましいと考えますので、将来的には公営化して一本化することが望ましいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 6番議員、再質問はありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 再質問を行わせていただきます。

前に私たち議員に経営戦略概要というものが配られました。その中で、消費税10%アップ時には速やかにそのアップ分を使用料に転嫁するという内容になっています。それとともに、平成32年度から5年ごとに5%の使用料の値上げを検討するとしております。この公営企業会計法17条の2には、経費の負担の原則を定めております。つまり料金収入をもって経費を賄う、独立採算性を原則としております。平成28年度決算の審査も終了しまして、議員の皆さんは十二分にこの決算状況を把握していることと思っておりますけれども、平成28年度決算で簡易水道事業と下水道事業合わせて、一般会計から4億1,428万4,000円の繰入が行われております。このうち交付税算入されるものが2億7,246万5,000円であります。残りの1億4,181万9,000円が町の持ち出しであります。つまり町の負担分をこの法律では認めておるわけですが、この負担分がいくらになるのか分かりませんが、それを差し引いた差額分を今後自前で調達しなければならないということになるんだろうと思います。人口減少に伴う湧水水量の減少や起債償還のための起債のその経費を増加、設備の老朽によるポンプなどの更新や修理費の増加も今後十二分に考えられます。そしてこの法律では、町の持ち出しというのは災害等発生しない限り認められていないわけでありまして。果たして5年ごと5%の値上げで大丈夫なのか、再度お

尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

先ほども申しあげましたけども、いずれ町の方としては、平成32年度から5年ごとに見直しをかけながら、今の中では5%上げる方向ということで計画はつくっておりますけども、ただ、その時々々の経営状況とかそういうものを見極めながら最終的な数字は決めていかなければなりませんので、先ほど申しあげたように、できるだけ経営効率化する、そして企業会計方式をとりながら現在のうちの方の町の状況を詳しく分析をしながら、なおかつまた同様なところについての分析などもしながら、町としてどういう方向をとっていくべきなのかということをも十分検討した上でアップ幅などは決めていかなきゃならないわけですけども、今申しあげたように原則的には企業会計方式になりますと、やっぱり料金でそれを賄うというのが原則だと思います。それは原則であります。しかし、水道というのは町民の命に関わることでありますから、それはその時の状況に応じて、町としての一定の考え方でそれを維持をするためにどういう方法をとるのかというのは、その時々々の状況に応じて判断をしながらとっていくのがやり方ではないかなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今町長の答弁にあったとおりでありまして、水というのは人間が生活していく上で欠かざるべきものであります。ですからなおのこと、町の責任でこういう企業の経営原理を導入するんじゃなくて、今までどおり町の責任でしっかり町民に水を供給するという今の体制で私は十分いいんじゃないか、こう思ってるわけですが、今の点について再度お尋ねいたします。

それから、5点目で伺いました未加入者の加入を増やすということについてであります。町の広報紙で6月から9月までの4回シリーズで、未加入者への助成の補助金があるだとかっていうことを働きかけを行っておりますけども、それでは今少し不十分ではないか。広報紙で呼びかけするっていうことは一方的にこちらからの呼びかけで、どういう理由で加入できないのか、そういうその未加入者のその理由というのは聞けないわけです。

少し古い話で恐縮なんですけど、10年ほど前に「地方議会」という雑誌がございます。その雑誌に載ってた記事なんですけど、琵琶湖を源とする川に淀川というのがございます。

これは皆さんもご存じだろうと思いますが、滋賀県から大阪まで注ぐ川であります。滋賀県内を流れてる時は淀川という名前じゃないようですけども、京都府、大阪府を通る時には淀川という名称のようであります。この滋賀県と京都府の境に位置する自治体の町長さんのお話なんですけど、滋賀県の県境にある京都府の町の町長が「上流域に住む人は、下流域に住む人たちのためにきれいな水にして下流に流してやる責任がある」と、こういうもとの信念で下水道事業を始めたんですが、供用開始から3年を経過しても加入者が増えていかなかったそうです。そこで町長は、日常業務を終えてから未加入者のお宅を毎晩訪問して、ひざ詰めで下水道の必要性を訴え、加入をお願いしたと。そのかいもあって、2年後には加入率が8割を超えたという記事の内容でございました。町長にもそうしろとは言いませんけども、そのくらいの気構えをもって未加入者の説得に当たってほしいものだと思います。決意のほどをお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 企業会計の導入については、一定の規模以上になると企業会計を導入しなきゃならない。これは条例で全部なるのか一部になるのかは決めるということなので、やらなきゃならないことはこれやらなきゃならないわけで、これはやむを得ないと思います。

それから、下水道事業については、未加入者を少なくするののかというのは大きな課題の一つであることは十分認識をしております。今、柴田議員から縷々申し上げられたことも参考にさせていただきます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 一定規模に達すれば企業会計法を適用しなきゃならないということは私も承知しております。その一定規模というのは5,000人がまず目安で、いずれの簡易水道事業も5,000人には満たってないわけです。峰浜地区、仮に沢目簡水、塙簡水、石川簡水、3事業を一本化する。それでも5,000人には満たないんです。八森地区の3簡水が、八森簡水、観海簡水、岩館簡水、3つを一本化しても5,000人には満たないわけですよ。だからあえてこの法律を適用させるってということにはならないんです。その点について再度答弁願います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。よろしいですか、石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの柴田議員のご質問にお答えいたします。

統合しても5,000人以上ならないというお話でしたが、峰浜地区と八森地区を合わせても6,000以上になりますので、実質的には八森地区と峰浜地区の会計も特別会計としては一本でやっておりますので、現実的には特別会計一本で考えると5,000人以上の水道事業者として管理してることになりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 町で行っている簡易水道事業を一本化すれば5,000人を上回るというのは、それは確実であります。私が申し述べたのは、峰浜地域、八森地域と分けて考えた場合は5,000人未満なわけですね。そういう考えのもとにたつてこの水道事業を行うべきではないのか、こういうことを申し上げたいわけです。今の点についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いずれ今、八森一本化、それから峰浜地区の方一本化をやっていますけども、それは早晚、それをさらに一本化するという方向づけになっていますので、当然、今、国の方でこの期間中にやった場合はこういう支援策がありますよと、というような状態なので、その我々の統合しようとする時期と、それから今の支援する、企業債が認められた時期に合わせて企業会計に一部適用しながら移行していくというような考え方ですから、その面では、このまま進めて、いずれにしても簡易水道については、この企業会計方式に移行するという方向づけは決まっていますので、それで進めてまいりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○6番（柴田正高君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の石川簡易水道の町営化について再質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 私らの年代以上の人たちは記憶にもちゃんと残ってるんだろうと思いますけども、石川地区というのは昭和38年に138世帯を焼失するという大火災に見舞われました。その復興過程の中で、今までの茅葺き民家であったのが鉄板屋根に変わって、内風呂も設けるようになりました。そういうことで水の使用量が非常に増加いたしました。昭和44年に石川簡易水道が計画され供給開始されております。当時の工事費が1,040万円であったそうです。そして受益者負担もあったようですが、大半を当時の埴川農協さんから長期で借り入れいたしまして返済を行っておったようです。そういう経緯

もありまして、平成13年当時は、その苦勞を知っている住民の方々の抵抗もあってなかなか村営化に踏み切ることができなかつたのではないかと、そういうことで10年後という発言が出てきたのではないかと私は推測します。

峰浜地区で一番先に簡易水道が始まった地区は田中地区です。昭和39年に集落全世帯で水道が供給されております。20年間、その田中地区で水道事業を行ったんですが、昭和50年に村営の塙簡水が始まると、田中地区はその塙簡水に加入して村営化しております。こういうことも相まって、当時の村民の中には石川簡水が村営化されないということにかなり不満もあつたようですが、ちなみに参考までに、沢目地区簡水は平成元年に始まっております。現在は100%供給可能な状況にあるわけですが、石川地区は下水道の下水管布設に伴って、当時石綿管であつたのを村費で、村の金で塩ビ管に布設替えを行つております。ほかに防災上の理由から、消火栓も村費で管径の太いのに変えております。それら全ては、おそらく将来は村営化するという前提のもとに行われたものだと私は斯様に考えます。

今まで協議行われなかつたということでございましたけども、平成19年に、施設の整備費ということで国の補助を仰ぐ過程で整備計画書というものを作成して、県を經由して国にそれを提出しております。そして設備費に国の補助金をいただいたわけなんですけど、その計画書では、峰浜地域は沢目簡水、塙簡水、石川簡水を一本化する。八森地区においては、八森簡水、観海簡水、岩館簡水を一本化する。そして最終的には、八峰町水道事業を一本化するという計画書の内容であつたと思います。いつまでという期限はなかつたようなんですが、当然その石川簡水に関して、地域住民の話し合いの場ももたないで勝手に峰浜地区を一本化するということではなかつたんだろうと思います。その計画書を作成する段階で、何らかの石川地区の簡水組合に話をされたのではないかなど。相手に断りもなしに国の方にそういう計画書が行くはずがなかろうと思います。その点についてどうなのか、今一度答弁お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず、先ほどの答弁では申し上げませんでしたけども、私も今回の柴田議員のご質問の受けまして、いろいろ先ほど言った議事録、それからいろんな文書類等もできる限りの範囲内で目を通させていただきました。一つ訂正していただきたいのは、800万円、石川に交付したところありますけども、これは事実でないようであります。というのは、

平成13年の9月の定例議会に、石川簡水の設備更新等についての調査をするというので委託費はあがっています。ところがその後、石川簡水の方では自前でやりますということになって、その委託費は使わなくて、翌年3月の中で、3月議会で予算構成、組み替えをしております、委託費はマイナス、そして400万円は補助金としてやるというような決算の内容になっていますので、それは確かだと思います。後から確認をしていただければと思います。だから800万円ではなくて400万円は確かに石川の方に出ています。

それから、その際の話なんですけども、平成14年の3月議会でもいろいろやりとりしていますけども、その際に石川の方からも、400万円補助金をいただくに当たっては、今後10年間については一切自治会の方でやりますので町からの助成は受けませんと、こういう約束をしていますけども、ただ、その時点での話では何年後にどうのこうの一本化しますとかっていう話にはなっていないのは、確認した内容からすればそうではないかなと思っています。

それから、町の方でもいずれ合併をしまして町が一つになったわけですから、将来的には水道事業そのものについても一本化しようという方向については、いろんな八峰町地域水田ビジョンの中で将来的に一本化しましょうと、こういう方向づけは出しておりますので、いずれそれに向かっていかなきゃならないことでもありますけども、段階がありまして、一応今までできる部分で八森地区の統合、そして沢目、埴川の統合はやってきましたので、この後いつかの時点でやっぱり全町一本にするわけではありますので、石川地区の水道を含めてそういうことを考えていかなきゃならない時期が来ると思いますので、そうなった場合は、今柴田議員がおっしゃったようにいろいろ経過があつてですね今日まで来たわけでもありますので、その糸をちゃんとほぐしてですね、この一本化するっていうのはある程度の時間と、それからそれなりの話し合いとかが必要になってくるのではないかなと、今時点では私もそう考えています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今町長が述べた内容、議事録の内容については、私の手元にも議事録がございますのでそのことは私も確認しております。ただ、協議会等の中で確約という話がやっぱりあったのは事実だと思います。木藤議員の念書発言もあったのも事実です。そのことは当時からの議員でありました、先ほども申し上げましたとおり芦崎議長や鈴木一彦議員にも伺って確認しております。ですから協議会での内容だとかっていうのは、この議事録にないんです。そして、休息時間を挟んだその休息時間に料金も含

めてという部分があって、肝心の部分が議事録からそっくり欠落しているわけです。そして400万円の補助が6月で、これがすんなり議会の同意を得て可決されたということは、そういうその約束事があったって議会でも抵抗なく満場で可決されたという気がしております。結構当時の議員さんの中では、石川簡水が村営化しないということにかなりやっぱり抵抗があったんです。それが誰一人も反対もなく、すんなり可決して400万円の補助が認められたというのは、そういう経緯もあってのことだろうと思います。

石川簡水の取水管は75mmの塩ビ管だようです。それでその75mmというのは、何か火災でもあって、その消火栓はもっと太いのであとで町の方で消火栓を布設したようですが、その塩ビ管に変えた費用だとか消火栓を設置した費用というのは、みんな村費や町費で賄ったわけですから、非常にこう、水道の部分だけが石川のその簡易水道事業組合ですか、郷中の中で設けてるそのあれで運営されてるようで、非常にこう不規則な状況になっているわけです。塩ビ管の耐用年数というのも40年だそうです。もう半分も経過しておりますので、今後何かあった場合かなりの修理経費等嵩むんだろうと思います。この石川簡水が始まって、もう半世紀近くになります。当時のこの簡水を布設するに苦労した方々もほとんど世代がわりしまして、今新しい世代の人がほとんど家庭の長になっている。そういう状況で、あんまり町営化に抵抗がないんじゃないかなと、こういう気がします。

また、先日、ある石川住民の息子さんと2人で水稻とネギと枝豆に頑張っておられる方にお話を伺いました。そしたら「私は町営化するのに抵抗がない」と、多くの方々もそう思っているんじゃないかな」と、こういうお話でした。「ただ、キノコ栽培している人はどうかな」と、こういう話でしたけども、何か今の菌は水をそんなに使わないそういう菌だようですので、そこら付近も出て、で、話し合いの場をもつというのは、ある程度のタイミングがやっぱり必要だと。これがこの公営企業化をするというのが一つのタイミング、きっかけになるんじゃないかなと、こう私は思います。是非これを契機として、一つの節として石川簡易水道組合の方と協議をして、一本化に向けた協議を行っていただきたいと思います。今一度ご答弁のほどお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほどちょっと話しましたが、平成14年の3月の議会でいろいろやりとりした。その際に村長が答えたように、答えたのに対していろいろ阿部議員とか木藤議員からの

話もあって、石川の組合の方からは要望書という形であがってきたと。で、それを使用しようということにしたけども、議会のやりとりとかがあって後から確約書というのがあがってきています。それが、今後10年間については一切村には迷惑かけませんよというような内容になってると、こういうことです。

それから、柴田議員の今の話では非常にこう楽観的な話をしてはいますが、ただやっぱり長年の中で積み重ねてきたいろんな問題もあってですね、今回の質問を受けて私もある面、少しく聞きただいた状況からいいますと、必ずしもまたそう簡単に楽観的に受け止められるような状況ではないなというように感じました。しかし、これはずっと長年かけて今日まで来た経過がございますので、先ほど申し上げたように一つ一つ解きほぐしながら、理解を得ながら、そしていろんな協議するとすれば相手があることですから、その話し合いの中でいろんなものが醸成をされて、将来的にはよい方向に向かっていくように努力をしていかなきゃならないと思っていますので、今後そういう努力に向けたことをですね我々も頑張っていきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 時間もございませんので最後となりますけども、先ほど申し述べましたように、田中地区の住民たちは自分たちで運営していた、一番最初に簡易水道事業を導入したというそういう自負も捨ててましてですね、昭和50年に埴簡水の方に加入してるわけですので、田中地区の住民の感情、そういうものも十分考慮に入れまして、今後、八峰町簡易水道事業一本化ということに向けまして頑張っていきたいと思えます。答弁はいいりません。

○議長（芦崎達美君） これで6番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。再開は11時より再開いたします。

午前10時53分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 皆さんおはようございます。

議席番号10番山本です。通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、空き家等の雑草対策について。

先日、地元の住民から、隣の土地の雑草が茂って、蚊や虫などが発生し困っているの
で何とかならないものかと相談を受けました。我が家の隣も同じ状況なので他人事と言
われたい問題ではありますが、町内でも同じ悩みを抱えている人が多くいるのではないで
しょうか。核家族化に伴って一人暮らし世帯が増加し、その所有者の死亡や介護施設入
居で空き家となる状況であります。八峰町のみならず全国で空き家が増加しており、地
域住民が空き家や雑草に迷惑している現状にあるとされています。八峰町にはこれまで、
この内容の苦情や相談があったのでしょうか。もし相談しようとしたら、受付窓口は何
課に行けばよいのでしょうか。

空き家問題は建物そのものの危険性はもちろんのことですが、今回は隣の空き地の雑
草に絞って質問したいと思います。

申すまでもなく、空き家の敷地内に生える雑草を除去せず放置しておく、景観が悪
くなるだけでなく、蚊などの虫が大量発生しやすくなり、近隣住民の方に大変な迷惑が
かかってしまいます。また、建物を取り囲むように雑草が成長してしまうと、外からの
見通しが悪くなり、不審者が侵入しても発見されにくく、知らぬ間に不法侵入者が住み
ついてしまうというリスクも高まります。さらに、手入れがされていない空き家は不法侵
入者や空き巣に狙われやすいほか、野良猫やアナグマなどの住み家など周辺の治安・環
境を悪化させる原因の一つとなっています。こういった事例から、国では平成26年に、
所有者の義務である空き家の適正管理をしない所有者に対して、地域住民の生命・身体
または財産保護と生活環境の保全を図る目的で空家等対策の推進に関する特別措置法を
制定し、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適正な管理が行
われていないことにより著しく景観を損なっている状態、周辺の生活環境の保全を図るた
めに放置することが不適切である状態であれば、特定空き家として所有者に空き家の立
入調査や空き家の解体などに解決を促進する助言、勧告、措置命令、行政代執行ができ
るようになっていますが、これまで町の対応状況と、仮に助言、勧告に従わない場合の
対応をどうするのでしょうか。全国の455の自治体では、独自の条例を制定してその対応
をしています。当町も今後増加する相談に対応し、不在所有者の適切な管理を促すた
めには罰則等の条文制定などもすべきと考えます。

次に、名物食品等の開発・創造について。

農水産物は国内の産地間競争はもとより、近年は海外からの原材料や加工品が増加し
つつあり、競争激化し、それに伴い、各生産地でいかに付加価値を出すか、品種改良や

販売方法などでしのぎを削っております。そうした中で我が町の水産物が産地化競争で優位に立つためには、消費者から選ばれ、生産者、流通業者にも利益を生み出す工夫がまだまだ必要です。そもそも生産数量、生産ロット数をもっと増やすとともに、ブランド化をもっともっと強化する必要があると考えております。ただ、町内へ生産される農水産物を販売するだけでは不十分です。例えば、原材料としての農水産物の高付加価値かをはじめ、加工食品や料理方法、レシピの開発、B級グルメ、駅弁やコンビニ弁当などによる販売チャネルの多様化など様々な工夫をもっと必要であると考えますが、「はっぼううまし」ブランド推進事業の状況はどうなっているのでしょうか。

議場の皆さんは、県外の親戚・知人に町のお中元・お歳暮を贈るとしたら何を贈っていますか。遠方から来た親戚・知人に、どこの商品を勧めますか。これが八峰町の名物と言える、お勧めできる料理や商品はあるのでしょうか。私は、滞在できる施設が少ない町には、せめて流入人口を増やすため、道の駅などで手軽に食べ、安いファーストフードなどのB級グルメなど開発の創造が必要と思います。いかがでしょうか。

地元の人には地元の古い食文化から脱皮できず、新しい料理や奇抜なスイーツなど発想・創造もないのであれば、有名な料理人・パティシエに開発・監修を依頼して、ホテルや道の駅などで名物料理・スイーツなどを提供する取り組みもまた必要なのではないでしょうか。いかがでしょうか。

という2点の課題を町長にご質問いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本優人議員のご質問にお答えをいたします。

八峰町空き家等の適正管理に関する条例では、「空き家等」を「町内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう」と規定しております。条例に規定する空き家等に対する雑草対策の苦情・相談はありませんが、工作物のない空き地の雑草対策についての相談が本年度1件寄せられており、総務課において対応しております。

条例に規定する空き家等の場合は、建築物の敷地内にある草木が繁茂するなどし、人の生命や周辺的生活環境に害を及ぼす恐れがある場合は、その所有者等が自らの責任において適正に管理するよう定めており、工作物の飛散等の苦情が寄せられた場合は、所有者等にその適正管理について指導書や改善依頼書などを送付しているほか、電話等で

も改善等をお願いするなどの対応を行っております。なお、その指導・助言に従わない場合は、勧告、命令、公表等の手続を行い、代執行できると条例で定めております。

現在、当町では、空き家等工作物のない土地の管理に関する条例等は制定されておられません。空き地等についても、所有者等の責任において管理していただくことが原則と判断しており、今年度寄せられた空き地の雑草対策についての相談につきましても、書面で草刈り等の管理をお願いしております。

雑草除去等に関する条例等の制定についてであります。国土交通省の資料では、空き地等の管理を対象とした条例が410条例制定されており、そのうち、複数回答ではありますが、指導、勧告、措置命令、過料などの規制の制定のある条例が393条例、支援の規定があるものが76条例とされており、規制の適用実績としては指導・助言が大半を占め、それ以上の適用実績は少ないとしているほか、空き地等の所有者の規範意識の低さや規制すべき管理レベルの線引きなどが課題として挙げられております。

空き地等の除草の問題は、当町のみならず多くの自治体が抱えている問題であります。国土交通省では、本年6月29日に記者発表した「空き地等の新たな活用に関する検討会」の取りまとめの中で、当面の空き地対策として、管理水準が低下した空き地所有者への是正措置の円滑化や支援の方策を検討するとしており、今後の国の動向を注視するとともに、先進事例がないかなど調査しながら、所有者等に対する支援策や管理のあり方など条例等の制定も含め対応を検討してまいります。

次に、「名物食品等の開発・創造について」のご質問にお答えをいたします。

観光振興を図る上で「食」が大きな役割を果たしていることは、山本議員のおっしゃる通りで、現在、町としても食による地域経済の活性化を図るため、「はっぼううましブランド推進協議会」や「商工観光連携会議」と協働で、町の特産品を活用した新商品や統一メニューの開発を目指し活動しているところです。また、町を代表する食のイベントとして定着しました「んめものまつり」には、県内外の地域を代表するグルメが一同に会しており、スイーツも含め新商品のアイデアが盛りだくさんの場でも考えております。

それでは、はじめに「はっぼううましブランド推進協議会の状況について」ご報告いたします。

この協議会は、「はっぼううましブランド推進協議会」で認定したブランド商品の適正な管理と、認定ブランドの更なる磨き上げ並びに新ブランド商品の開発に努め、地域

活性化に繋げていくことを目的に、平成27年2月に立ち上げました。これまで認定されたブランド商品は、昨年度新たに認定した南蛮べっちょ、エゴマ味噌をはじめ、協議会の前身である八峰白神ブランド開発事業で認定したものも含め、ハタハタのオイル漬けや酒粕ケーキ、そばサブレなど8品となっております。また、ハタハタキャビアは、うましブランドに認定されておりましたが、八峰白神ブランド開発事業で製品化を目指し取り組んでいたものを、その後会社で開発を加え製品化に至ったもので、今大きな注目を浴びております。

続いて、具体的な活動を紹介させていただきます。

現在、生産者、加工業者、民宿、商工会、観光協会など13団体で組織し、研修や学習、会員同士の交流によりスキルアップを図りながら、自己の開発意欲を高め、新商品開発に向け取り組んでおります。昨年度は、南蛮べっちょとエゴマ味噌の商品化に取り組み、エゴマ味噌については県内外でのモニター調査を重ね、町外での需要が確認できたことから商品化に踏み切っております。今年度は、常温でも保存できる商品開発のためレトルト加工施設を視察し、あわせて商品の試作も行っております。後日、役員会にて試作した商品の試食会を行い、全員から高い評価を受けましたので、首都圏特産品フェアなどの場で試食会やモニター調査を行い、商品の更なる磨き上げを行い、商品化を目指してまいることとしております。今回、レトルト加工施設の視察で参加者は新商品開発の多くのヒントを得てきており、今年の「んめものまつり」に「はっぼううましブランド推進協議会」として出店し、試食販売を行う予定となっております。

また、先般は、独自でブランド商品を開発、販売、さらに統一メニュー「ガーリックステーキごはん」で町に1億円の効果を生み出した田子町に商品開発と販売戦略を学びに研修に行っておりますが、これについては後で紹介させていただきます。

なお、オンリーワンやナンバーワンなどのブランド構築には長い時間と多額の経費を要するのが一般的ですが、より早い成果が上げられるよう、食の専門家やアドバイザー等を招聘した学習会、先進地視察、商品のモニター調査などを行うほか、会員の意見交換会の場を増やすなどして、地元特産品を活用した商品開発に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目の「B級グルメ等の開発の考えはないか」についてであります。

B級グルメの言葉が世に出回ってから久しくなりますが、初めてB-1グランプリが開催されたのは平成18年とされております。昔から地元住民に親しまれた安くておいしい

いメニューが集結し順位を決めるイベントで、現在ではこのようなイベントが各地で開催され、昔ほどではないにしろ大きな盛り上がりを見せております。まちの自慢料理対決という話題性もあり、これらのイベントはマスコミでも大きく取り上げることから、会場には全国から多くの出店者や観光客が訪れ、上位に入賞すると地元には本場の味を求めてたくさんの観光客が訪れるようになり、町おこしの起爆剤となっております。

さて、このB級グルメ、現在メニューに大きな変化が見えてきております。これまで、昔からその地域で食べられてきたものをまちおこしのために活用した「発掘型」であったものが、まちおこしのために住民からアイデアを募ったり、コンサルタントや有名料理人に考案してもらい新しく作った「開発型」が登場し、B級グルメが2種類になったと言われております。「開発型」は地元の特産品を活用した創作料理が主であるものの、長続きしないものが多く、なじみがないことから消滅してしまうことが多いと言われております。一方、昔からその地域で食べられるものをまちおこしのために活用した「発掘型」に至っては、B級グルメとして思った成績が上げられなくても消滅することはないと、これまでと変わらず地元で愛され続けるメニューとして存続するようです。共通して言えることは、B級グルメへの取り組みには民間からの盛り上がりが必要不可欠で、継続については民間での運営ができるかどうか大きな鍵を握っております。これらのことを頭に入れながら、B級グルメの開発については、町の名物料理となり得る統一メニューとの関係も視野に入れながら関係団体と協議してまいります。

3つ目の「名物料理、スイーツの開発依頼も必要ではないか」についてですが、名物料理については、八峰町商工連携会議を中心に、平成25年4月、陸上養殖の八峰白神あわびを活用したあわび料理提供事業所認定試食会を開催し、町内の飲食店や温泉施設などが審査に臨み、7店舗を「認定グルメ料理提供店」に、12のメニューを「認定グルメ料理」に認定し、あわび料理という八峰町ならではの名物料理を完成させております。また、本年3月には、あわび、しいたけなど、町の特産品を使用した「統一メニュー検討のための勉強会」開催しております。この統一メニューへの取り組みは、ご当地グルメとして青森県では取り組みが特に盛んで、深浦町では「マグロステーキ丼」、平内町では「平内ホタテ活御膳」、中泊町では「メバル膳」、田子町では「ガーリックステーキごはん」など、地域の特色ある特産品を使ったご当地グルメを確立しております。いずれも、じゃらんリサーチセンターのヒロ中田さんのプロデュースにより開発されたものですが、同氏のプロデュースによる商品は全国で70以上にも及びます。

このうち、八峰町商工観光連携会議では、お隣の深浦町の「マグロステーキ丼」にターゲットを絞り、完成までの取り組みについて、深浦町観光課の職員でもある深浦マグロ料理推進協議会事務局長の鈴木マグローさんから講演を賜りました。当時の深浦町はコンビニもなく、八峰町のコンビニまで80キロ。観光地もあまりない。しかも通過型観光。観光客からまちの美味しいものを紹介してほしいと言われて答えるものがないまち。取り組みのきっかけはそこにあったようです。プロデューサーのヒロ中田さんの地元での講演会を企画し、15店舗の方が集まりましたが、トライを決めたのが10店舗。その10店舗で料理開発会議をスタートさせております。中田さんから統一メニューの名称は最初から「マグロステーキ丼」と決められており、第1回目、参加した10店舗は売価を決めずに思い思いの料理をつくってききましたが、全部失格。料理開発会議は週1回必ず開催され、各自試作品を研究し、月1回、試作品を見てもらう。そのたびに中田さんは、試作品に手をつけず課題だけ伝えて帰ってしまう。これを繰り返しているうちに3店舗が抜け、7店舗の参加となったようです。ただ、残った7店舗の皆さんは、普段は挨拶もしないライバルであったものが、職人の意地とプライドが団結を生み、途中からは協力して試作品をつくるようになり、約120の試作を重ねようやく今の「マグロステーキ丼」が誕生しました。改めて、一つの人気商品を生み出すには、担当者はもちろん、販売する方々の並々な情熱と努力、忍耐が必要なことが分かりました。この後、実際に努力の結晶で生み出されたマグロステーキ丼を味わいながら今後の取り組みについて協議しましたが、町では統一メニューへの取り組みに対し支援する方向で考えている旨を伝え、参加した方々からは、取り組むにはハードルが高いけれど、今後関係者を集め勉強会を重ね、前向きに取り組んでいきたいという回答をいただいております。

また、8月29日からは「はっぼううましブランド推進協議会」で、特産品のニンニクを使った「ガーリックステーキごはん」を開発した田子町のガーリックセンターに視察に行っております。ここでは、統一メニューのほかに1年に1商品は開発できるよう取り組んでおり、職員がアイデアを出し合い商品化を目指しております。ニンニクと牛肉を組み合わせた「にんべコラーメン」や、単純な発想か生うまれ、23万本も売り上げた田子のニンニクコーラ「タッコーラ」など、まだまだアイデア商品を開発中とのことでした。研修に参加した会員からは、物販スペースは小規模でもニンニクにかける熱意が大胆な発想を生み、職員のみならず町民をも巻き込んだ運営はすばらしい。町民の栽培するニンニクをセンターが買い取り、足りない場合はJAから譲り受け、職員3名分の

給料は町の補助金で負担し、残りのスタッフ29名分の給料はセンターの売り上げで賄い、トップセールスに町長も参加しながら商工会の力で売り込むという、それぞれの組織の垣根を越えての運営は見習うべきという感想をいただいております。

現在協議会で、しいたけの加工品づくりも進めてられていることから、はっぼうの塩と混ぜた出汁、お茶、ふりかけ、味付けしいたけ混ぜご飯の素、学力が伸びる「しいたけスープ」の開発も考えられるなど、すばらしいご提言もいただいております。

一方、スイーツの開発についてですが、協議会の会員にはお菓子屋さんもあります。研修の際、話題のスイーツ店に立ち寄り参加者が食べた感想を話すことにより、新作の研究に役立っており、研修内容には工夫を凝らしております。また、ジオパークの町ならではの創作品「石クッキー」などもお菓子屋さんが作成しております。

平成27年には、んめものまつりに高校生レストランで有名な三重県相可高校から来ていただき、八峰町の梨を使ったスイーツを使った梨タルトなど、完成度の高いスイーツをつくっていただきました。梨をはじめとしたスイーツの素材が町には多くあります。

これまで述べたように、町としては「料理やスイーツの開発」が進められるよう、町がリーダーシップをとり、今まで通り関係団体への学習機会の提供、研修機会の提案、食イベントの開催など、食の開発に役立つ機会を提供してまいります。それにより関係者のスキルアップが図られ、開発に取り組みたいという準備が整った場合は、慎重かつ大胆に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 10番議員、再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 大変丁寧な回答で、長々とありがとうございました。

1点目のことについて質問いたします。条例に対応した相談が1件もないということは本当の事実ですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） ただいまの山本議員のご質問についてお答えします。

空き家等の建物も含めた、建物が飛ぶとかそういったものも含めた相談はありますけれども、空き家等の草刈りだけをやってくださいというようなご相談は、記録の方には残ってございません。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 先日私がおたくに相談に行ったのは、相談件数の1件の中に入ったということですか。まあそうなれば、今年、私相談したのが初の1件ということだけですね。

それと、それから、まあ総務課に行ったわけですから、窓口は今後も総務課で対応するというだけでよいわけですね。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本議員のご質問にお答えします。

今回の問い合わせが環境に関するもの、要は虫とかそういうものが出る可能性もあるとかそういった環境に関するものでしたので、総務課に環境衛生係がありますのでこちらの方で対応しております。この後も空き地等の雑草等については、そういった関連での例えばご相談等になると思いますので、そういった関係であれば総務課の方で対応することになります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 話が戻って、先ほど私が相談したその対応ですね、相手。我々、まあ我々っていうか、その空き地の所有者は個人情報に関係があって、連絡、教えてもらうことはできないわけですが、そうすると町が探し出してその所有者に連絡したと思うわけですが、その所有者がどういう対応をしたのか。例えば草を刈りにいきますとか、地元の知り合いに頼んだとか、そういうふうな回答を教えてもらいたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） ただいまの質問にお答えします。

こちらの方から草刈り等をお願いしますということで文書の方は出してありますけれども、回答の方はこちらの方にはまだいただいておりません。

○議長（芦崎達美君） ほかに。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 回答がないということで、そうすればその茂ってる草は刈ってもらえるかどうかすら分からないということなわけですね。ということは、その住民にとっては非常に迷惑していることがまだまだ続くと。そういった場合、それをじゃあ黙って町では見ているしかないのか。住民はその苦情を甘んじてこらえていな

ければならないのか。その辺はどう考えているんですか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

原則的な話をすると、やっぱり管理する人が当然やるべきが当然のことですから、そういうものがあるのは町の方でどんだんどんだん手をつけてやるというようなことであれば、これまたこれで大変なことになりますので、やっぱり管理者に連絡をしながらやってもらおうと。やらない場合は、空き家に準じながら次の手段を講じながらやっていくということになると思いますけども、いずれ、ただ黙ってるわけじゃなくて、一応今1回で駄目なものは2回連絡するとか、先ほど申し上げたように住宅の場合であれば勧告したり、最後は代執行までという話しましたけども、まずいずれそういうふうな手順になっていくのではないかなと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） やはりですね、早急にやってもらわうことが大切だわけですよ。結局住民がそれをずっと我慢したままやっれば、蚊が入ってきたり、もしくは獣が出てきたりというふうな恐怖にさらされるというふうな状況になるわけです。町が確かに強制的に入っていつてどうのこうの処理はできないと、まあ所有者の管理が最優先だということは重々分かってるわけですけども、それを連絡もよこさない、処理もしてもらえないということをやっとそのままの状態ではね、非常に本人、まあ本人というか空き地の所有者の隣の人は大変なわけですよ。で、それをもうちょっと迅速に進めるためには、やはり罰則、例えば期間を決めて、いついかまでに回答してどういう処理をするのかというふうな条例をつくったりですね、例えばそれでも勧告や指示に従わない場合は、何だ、罰則をつける。ほかの他町村の例でいくと5万円とかの罰金までつくってるところもあるようです。そこまでやっばりやっっておかないと、知らんぷりされたらそれまでだわけですね。しかも、今、所有者の分からない土地もあるわけですよ。昨日のテレビで、所有者の分からない土地が全国で九州の面積に匹敵する面積が不在というか、所有者不明という面積があるようですけれども、そういうふうな状況にあるということは、八峰町だって当然所有者が、相続が満足になっていかないで全然分からない状況が出てくる可能性が大きいというふうに思うわけですよ。先日のテレビでは、明治とかそういう時代からの名前のまんま、相続人が誰なのか特定できないというふうなことで、連絡先も分からないというふうな土地がいっぱいあるんだというふうなことが出ていま

したけども、そういうふうなことにならないためにもですね、所有者っていうか空き地の何というんすか、調査、所有者が今誰なのか、もしくは管理者が誰なってるのかというふうな調査も必要なのではないかというふうに思うわけですが、その辺をお願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いろんな今状況があつてですね、うちの方だけでなくいろいろな全国各地で悩みは同じであります。したがって、いろんな手立てを講じながら今やってるケースがいっぱいありますし、国の方でも考えてるようでありますので、そういった事例も参考にしながら、今山本議員がおっしゃったようなものをですね、どのような形でやったらいいのかということですね少し我々も研究を進めていきたいと思ひます。

それから、ただ地域におれば、大体今回の相談されたケースもいろんな事情分かつてる人はその地域の中にもおるようでありますけども、やっぱりそういう地域の中で少しみんな、そういう事情を分かつてる人がいろいろやりながら、こう手伝いながらみんな、解消していくという方法も一つはあるんじゃないかなというように感じますので、町だけに全責任あるんじゃないかと、やっぱりそういう一緒に考えながらやっていくことも必要ではないかなというふうに思ひます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 今の町長の答弁で、そのことを最後に伝えようと思ったんですがね、地元の人はず大体分かるわけですね。ですから私は、例えば地元の自治会と協定なんか結んでですね、不在地主っていうか、の人の土地であっても草刈りができるようなお墨付きまでもらわないと、やっぱり地元住民だって勝手に入って後で怒られても困るわけですから、町とその自治会との協定みたいなものをつくって、草ぼうぼうの屋敷を草刈ってやるというふうなことの取り組みもまた住民の活動の一つでもあるし、町としてもその方に頼った方がむしろ楽だと思ひるので、若干の経費をいただくような形でですね、そういうふうな取り組みも考えてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたとおりね、いろんな方法論、あるいはやり方が考えられますので、もう少し時間をかけて検討しながらひとつの方向性を出していきたいと思ひますので、

もうちょっと時間を貸していただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 速やかに対応をお願いしたいと思います。1番目終わります。

○議長（芦崎達美君） 2問目の名物食品等の開発・創造について、再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 八峰町ブランドのことでいろいろ説明を受けましたけども、やはり何ていうすか、例えば南蛮べっちょって言われてもですね、おそらく大概の人が知らないし見たこともないんじゃないかなと。あの「はっぼううまし」ブランドでつくった中にオイル漬けていう水産会社のやつはありますけども、あれは高級品でなかなか買えない。しかも、あわびのコース料理でもやっぱり高いわけですよ。3,000円台。オイル漬けに至っては4,000円台と。これがお土産とか、ちょっとした帰りに手土産として持たせるものなのかと。確かに企業としてはその商品が売れば、商店がそのものが売ればいいわけですけども、どうも八峰町の名物というふうにはなっていないのではないかなというふうに思うわけですよ。あわびの料理に関しては宿泊者でないとまず、宿泊者が食べそうな料理であるわけですし、昼間に町内の人があわびの飯食いにいくかというふうに軽い気持ちで食えるようなものでもないなと。そういうことからですね、私はもっと手軽に安く食えるような料理というものを開発しなければならぬのではないかなというふうに思うわけですよ。で、いろいろ協議会等で試作やら商品開発してるようですけども、どうもいまいちその話題性もない、全然伝わってこないと。やっぱり商品というのは、その話題性がなければ広く伝わっていかないのではないかなというふうを感じるわけですよ。ですから、私は有名、例えば何だっけか、料理の鉄人、道場何とかさん、ああいう人とかですね、例えば歌手であれば福山雅治みたいな者が監修したとかお勧めしたとかというふうな、ああいうふうな人の名前をもらって一気に有名に、即効性のある有名な料理とか菓子とかというふうなものを考えていかなければ、この売れていかないのではないかなと。それから初めて、人が来た時についてこういうのもありますよという形で進めないと、どうも今までの開発事業の進め方が、何ていうか地道でですね、それが全然浮かんでこないというふうを感じるわけですけども、考え方として町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いろいろご批判いただきましたので、山本議員からはいろんなア

アイデアあると思いますので、この後少し出していただければ素材に乗せて検討させていただきたいと思います。かなり否定的にばかりもの捉えているようでもありますけども、南蛮べっちょにしても何だそれ、こういう名前ってどっからきてるんだと、こういう興味をひいていただくということにはすごくアンケートの中では出てきていますので、必ずしも分からないからどうのこうののではなく、逆にそういう珍しい、それ何ですかというふうな感じで興味を受けてるということもあります。

それから、ハタハタのオイル漬けは、そんな高くないです。3つ、3個入れでも1,000円台、1200～1300円で買えますので、私もお土産にくれたりしますけども、あなたも1回食べたり、お土産に差し上げたらどうでしょうか。

それから、あわびもですね今いろいろ、隣の菊地議員もおりますけども、いろいろな食堂でもそれぞれやっていますし、結構それなりに出てるのもあります。だから、もしできたらまた、またに足を延ばしてこう食べてみて、それから評価をしたりですね、そういうこともしていただければいいんじゃないかなと思います。

いずれにしても先ほども申し上げたとおり、一つのものをつくるためには相当の時間、労力、金、それからいろんな企画とかですね様々練り上げていかないと、なかなかそう、今日考えてすぐ明日パッとできるような状態ではないので、いずれ我々も必要なことはちゃんと重々認識していますので、熟慮に時間をかけながらみんなに応えられるものを開発するように一生懸命頑張っていきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） オイル漬けとハタハタキャビアと間違えました。いや要は即効性と話題性が致命的だなんていうふうに思うわけですよ。今開発している商品がね。要は、もうちょっと有名人、どうせ金かけるなら有名人を利用しながら売り出すというふうなことをやるべきではないかと。その方が効果的と私は思ってるわけですよ。ですから、今ある、やっているいろんな商品開発を別に否定してるわけでもないわけですよ。ですが、あまりその辺の話題性、即効性というものを一番先にやっていかないと、時代が乗り遅れるわけですよ。商品開発というのは、最初に出てきたわけだけども、それは最初にポンと出て、時過ぎればもうは、これは売れなくなるというふうなものでありますから、それを唯一、今長くもたせるといのは有名人の名前だわけですよ。誰々がつくった、誰々が監修した、誰々がお勧めしたというふうなものがずっと続くわけですね。そこら辺をやっぱり利用するべきと思いますが、いかがですか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

山本議員おっしゃるのも一つの方法ですから、これは活用していくべきだというふうに思います。さっき、田子のにんにくの話とか、それから深浦のマグロステーキ井の話もしましたが、やっぱり料理人だけでなくそういうものをプロデュースする、そういう人もおりますので、そういうのも活用するのも一方法です。それからまた、取り組んでいるいろいろな業者の方からアイデアが出てヒットしたものもありますし、それからまた、職員が考えたものとか様々な形でアイデアは出されて商品としてヒットするのがこうあります。一方法で、さっき言ったように料理人を連れてくるとかということもありますので、ものによって多角的にそういうものを開発する場合はこういう方法でというようないろんな手立てを考えながら、それに合う形で我々も企画していきたいと
思います。以上、参考にさせていただきます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 私は、例えば福山雅治がお勧めする何とかスイーツとかというふうなものをイメージとして描いておりますので、そういうふうなことが是非実現できるようにお願いしたいと思いますが、そうすることによって、女の子がそれを求めてくるわけですよ。それにつられて男が走ってくると。そういうふうなスタイルになることが流入人口を増やすということなわけですよ。そういうふうなことを期待申し上げ最後の質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですね。

○10番（山本優人君） はい。

○議長（芦崎達美君） これで10番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時46分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 議席番号7番皆川でございます。傍聴者の皆さんには、午前中からの傍聴でさぞお疲れのことと思いますが、どうもご苦労様でございます。

さて、私は本定例会に人口減少に伴う自治会等のあり方について、1点について一般質問を通告いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

人口減少が始まりまして、その対策に取り組まれ、多くの年月を費やし、国や県をはじめ我が八峰町においても、移住・定住対策、空き家対策、子どもを生き育てやすい環境づくりの整備や若者の結婚対策等々、積極的に取り組んでおられますことは評価され、大変いいことだと判断をいたしております。しかし、これといった決定打が決め手がないまま、今まで推移しておるのが現状ではないかと思えます。このことは、各自治会や集落、あるいは町内会においても大きな課題になってきておると認識をいたしておるところであります。高齢化が進み、これに伴い、年々各種の行事や集会等開催も思うようにならなくなってまいりました。これは、地域や自治会において違いはあるとは思いますが、おおむね同じような課題を背負っておるのではないかと考えております。これまで、コミュニケーションを図りながら支え合って生きていく、そして生活をしていくというような、地域での自助努力による活動が、一人暮らし家庭や高齢者夫婦世帯、空き家の増加、あるいは自然災害などといった多くの課題が自治会にのしかかっているのも事実であろうと思えます。

このように大変多くの課題が自治会や、あるいは集落に大きな課題としてのしかかってくることに限界があるのではと、危機感を覚えておるところであります。町でもこのような現状は十分に把握されておることと思えますが、これらをどのように捉えて、これからどのような対策を施していこうとなされておるのか、お伺いをするところであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少が進む中であっても自治会の数はあまり変わらず、今後も一人暮らしの家庭、高齢者夫婦世帯、空き家は増えていくと考えております。また、少子高齢化の進行により、自治会行事の開催が中止に追い込まれるような事例や自治会役員の担い手の確保が課題となっている自治会も出ております。

人口減少社会にあつて、これまで自治会が担ってきた自治活動も多様化し、孤独死の防止や認知症住民の見守り、児童生徒の見守り、空き家・空き地の管理など新たな課題

も生まれてきております。こういった状況を踏まえて、町としても、医療、介護、教育、交通、災害対応などの各分野において役割を増大させていく必要があると考えております。町では、人口減少に歯止めをかけるため、また人口減少社会への対応として、平成27年度から「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策を事業実施しているほか、県においても本年度、人口減少対策に特化した「あきた未来創造部」が創設され、県と市町村の協働事業の展開、市町村間の広域連携などの施策に取り組んでおります。

これまで、町としてできることは全てやりたいという気概を持って各種施策に取り組んでおりますが、町を構成する基礎的な自治組織は自治会であり、生活していく上で、また災害時などにおいては、お互いに助け合う地縁の共助組織であることから、自治会活動の活性化を図ることは町にとっても重要な課題であります。町は、これまで街路灯のE S C O事業化や自治会活動支援補助金などで自治会員の負担軽減を図り、集会施設の建設や補修事業補助金により自治会活動の拠点整備を行い、自治会育成支援事業により自治会活動の活性化に努めてまいりましたが、今後も少子高齢化の進行により自治会活動に支障が出るのが想定されることから、自治会が直面する様々な課題の解決策とともに探りつつ、課題解決に向けた施策を立案実行するなど、今後も自治会への支援に努めてまいります。

○議長（芦崎達美君） 7番議員、再質問はありますか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今町長から答弁ありましたように、大変自治会の育成支援等々はじめ、大きな会で自治会を育成をしていただいていることには感謝を申し上げるわけですが、やはり先ほど一般質問で空き家の雑草対策もございましたし、この後また笠原議員からは除雪対策の部分についてもご質問あるようではありますが、私からも似たような形でございますけれども、これらも含めてまた再質問させていただきます。

まず、これまでいろいろな形でご支援をいただいたことには感謝を申し上げるわけですが、とりわけ自然災害とかですらね急を要する場合がありますが、これまでも民生児童委員の方々をはじめ社会福祉協議会、あるいは包括支援センターとかですらね、そういった方々のご協力を得ながら、除雪あるいは有事の際の対策など講じてはきておるんでありますけれども、私ども自治会においてもですらね、やはり自治会を担う方々の役を担う方々もかなりやはり高齢化になっておりました、そういった方々を手助けする部分に少し不安を感じるというようなところがあります。したがって、有事の際のそういった、特に自然災害等ですらね、あれば、どこにどう連絡をすればいいのか、そういったネット

ワークがまだ確立できておらないのではないかなというような心配をいたしております。やはり一人暮らし老人とかいろんな方々については、家族ふれあい電話ですか、そういったもの等々でこう手助け等の手が届いておるようでありますけれども、緊急を要する場合のネットワークがまだしっかりと確立されておらないのではないだろうかというようにぐあいにも思っております。この後除雪でも出てくると思うんですが、やはり除雪等々になりますとやはりどうしても自分のうちのそういったものをおさめた後で、まあ自分たちでできる範囲であればお手伝いをしながら今までやってきたわけでありますけれども、こういった形で一人暮らしが増えたり高齢者の老人の方々が増えてまいりますと、今までやっておった方々の手だけでは回り切れないというようなところもこう見られるようになったところでもあります。したがって、こういった際にですね、今町長から答弁ありましたように思い切った自治会と、あるいは行政の方とですね、あらゆる面を想像した強力なネットワークを確立するようなお考えはないのかですね、ここら付近、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

災害等に関しては、各自治会でまず防災組織をつくってくださいということでやるわけでありますけれども、まだ全自治会に確立したわけではありません。やっぱり地域の中で自分たちでできるものをまず最初に確立しなきゃいけないわけですから、有事の際に自治会としてどう動くかという体制をまず防災組織の中でつくっていただくように、これからは我々としても各自治会を指導していきたいなど、こういうふうに思っています。

それから、要保護者がいる世帯もおるわけですから、それらの対策は、今各地域ごとにどこにどういう人がいるかですね、要保護者計画も立てておりますけれども、そういった支援を民生委員とか含めながら、いざという時にはそういう形で対応するように今現在では対処をしております。

で、いろんな連絡網は有事何かあればですね、町を通しながら自治会長としながらこう連絡はしておりますから、そういった連絡の際に動ける体制がないといけないわけで、我々としても職員は職員として各地域別に担当を置こうというふうに決めていますから、そこら辺の連携をうまくとっていけば対応できるのではないかなというふうにこう思っております。

除雪等の件については、今笠原議員の方から質問あると思います。その点は省略させていただきます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） やはりこういったお年寄りなり一人暮らしの高齢者とかそういった方々が増えてまいりますと、やはり地域の方々の支えというものがどうしても必要だろうなと。いかにやはり民生児童委員の皆さんがおってもですね、数限られてるわけでありまして、社会福祉協議会であってもまとめて全部そこに相談が行きますともう対応できない状態になると思うんで、やはりどうしても自治会頼みというところが大い部分だろうなというぐあいに認識をいたしております。したがって、先ほど申し上げましたように、町とですね自治会等で結ぶ何かやはり強烈的なネットワークのようなそういったものを確立しておかないと、何かあった際に大変じゃないだろうかなと。今、自主防災組織の話もありましたが、自主防災組織は当初津波対策でですね、かなりその機運が高まっておったわけでありまして、何か防災マップでうちの方はある程度危険度が低くなったというようなことで、その意識がちょっとこうなくなったような気もいたしております。ただ、地震・津波等とかそれだけが自主防災組織の対象だということではないと思うんでありますけれども、そういったものを含めてですね、再度やはり町とそういった地域ですね、もうちょっと何ていいますか、太いこうパイプのようなネットワークをきちっとした確立できるものがあるべきじゃないかなというぐあいに思うんであります。今一度町長の考え方をお聞かせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず自主防災組織については、別に地震・津波に限ったことではありませんので、ありとあらゆる災害あるわけですから、それに対応するっていうことは災害対応ももちろんでございますけれども、いろんな場合に各地域の中で具体的に誰がどういうふうにしていってっていうそういう分担まで詰めていきますと、かなりの部分、この地域の中で解決できるのではないかなというふうには思っています。ただ、その町としては自治会との連絡の体制とかそういうものをどうするのかというふうなことになって、そういう話だと思うんですけども、ただ、地域の中には自治会の役員もおれば、それから民生委員もおれば様々いるわけですね。そういう中でそういうものを組織の中で網羅していけば、かなり連絡さえあれば動ける体制になるんじゃないかなと思っていますけれども、そ

れで不十分だとすれば我々もまた、まあどういふふうな連絡の仕方いいのかですね、そこから辺についてはもう少し研究させていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 例えば日曜日・祭日とかでありますと、勤めておる若い人たちや家族の方々もうちにおったり近くにおったりということで安心もあるわけでありませうけれども、特に勤めに出ての時の対応になりますと、うちに残されている人間というのは数限られてるわけでありませう。どこの誰にどうすればいいか、皆目見当もつかないような状態になるんじゃないかなと思ふのでありませう。そういったことも想定の中に入れながら、いろんな対応策をこの後やっていく必要があるんじゃないかな。今町長が言ったように、確かに消防団の方もおりますし交通指導隊もおります。民生委員もおります。おるんですけれども、しからばその都度対応できるかというのと、今言ったように日中になれば若い人たちは職場に出かけて、残ってるのはお年寄りだけでありませう。あるいはまた、おってもですね農繁期であれば田んぼに行ったり畑に行ったりということで、ほとんど町に人が見当たらないというような状況下にも置かれるわけでありませう。こういったことを考えますと、やはりどうしても頼むところは行政というようなことになると思ふので、そういった意味からもですね、やはり各町内会、あるいは自治会とですね町ももっと何か頼りになれるような太いネットワークがあってもいいんじゃないかなというような気がしてならないわけでありませう。同じことを何回も繰り返すようで申し訳ございませんが、今一度ですね、こういったことを十分念頭に置きながら、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

何かこう分かるような感じもするんですけれども、もう一步、後で整理をしながら考えてみますけれども、ただ、いろんなケースがありますから、例えばもし全町的な災害が起こった場合にどうするんだと。そうすると町だけで全てを対応できるという状態になくなってくる。そういう場合は、やっぱり地域ごとに自分方のところをやっぱり守っていく、そういう対応ができるような力がないと、なかなか対応しきれない。もちろん災害の種類とか規模とかそういうものによって違いますので、必要であれば他の町村なり、あるいはまた場合によったら自衛隊を動員するとかいろんなことをあり得るとは思ふんですけれども、やっぱり基礎になるのはその地域に住む人方が、いざという時にどう隣近所

を含めて助け合っていくということが一番基本になるんじゃないかなと思っています。だから、そういう立場でまず地域の自治会の中で体制をつくっていくことが基本ですけども、ただそれと町と有機的に結びつける分は今の中で不十分だとすれば、もう少しどういうふうな形でやったらいいのか検討させていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） これで最後にしたいと思います。

これからもですね、やはり地域の方々が自分たちでできることは自分たちで頑張ろうということで、その地域地域で自分たちの生活を守り抜いていくということは極めて大切なわけで、そうしたいわけでありまして、今、ねんりんピックもやっておりますけれども、これからも健康長寿社会は続くだろうと思います。やはりこういった健康長寿社会を持続するためにもですね、そういったきめ細かな対策がこの後またさらに必要になってくるだろうなというようなくあいに思います。これからまた高齢化はどんどん進むだろうと思いますし、少子化も一気に解決できるような目処はつかないだろうなというように気がするわけでありまして、そういった中でもですね、やはりこういった地域に生まれ育ったわけでありまして、これからもみんなで手を携えて頑張っていければなと思っておりますので、行政の方からもですね是非きめ細かな地域の目配りをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） これで7番議員の一般質問を終了します。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 議席番号2番笠原吉範でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今日は私2問質問するわけですが、いずれも町民から直接私にいただいた意見をもとに質問をするものであります。

1問目は、JR五能線についてお尋ねします。

①として、高校生の通学列車についてお尋ねいたします。

五能線の上り始発列車は、八峰町内では岩館駅が6時24分から沢目駅6時48分となっており、能代駅着7時5分、東能代駅着7時10分であります。能代市内の高校に通う学生にとっては早過ぎるため、保護者が送っていくケースが多いようです。保護者が能代市内に勤務している場合はまだいいのですが、八峰町内で仕事をしている保護者にとっては大変な負担となっております。15年ほど前は沢目駅で7時の一桁台、確か8分か9分だったと記憶しております。ダイヤ改正のたびに早くなり、当時と比較すると約20分

も早くなっています。五能線を利用し能代市内の高校に通う学生は、深浦町にもいます。深浦駅が5時23分、岩崎駅が5時48分であり、これに合わせて弁当を準備し送り出す保護者や学生の苦労も大変なものだと推測をいたします。深浦町と連携を図り、高校生の通学に合わせたダイヤ改正をJR東日本に要望してはいかがでしょうか。

②として、リゾートしらかみについてお尋ねいたします。

高齢ドライバーによる事故が増え、全国的にも免許証の自主返納を促していますが、公共交通機関が充実していない地方ほど返納率が低いのは当然のことです。八峰町も決して公共交通機関が充実しているとは言えません。現在、沢目駅に停車する列車は、上りが6本、下りが7本です。これにリゾートしらかみ上下各3本を加えると、上り9本、下り10本となります。リゾートしらかみは全席指定席となっていますが、自由席車両を1両加えることにより、地域住民の足として利用できるようになるのでしょうか。周辺人口の多い沢目駅にリゾートしらかみの停車を通学列車とともにJR東日本に要望する考えはないか、お尋ねします。

2問目として、除雪についてお伺いいたします。

高齢者や体の不自由な方の世帯にとっては、除雪車通過後の敷地前や敷地内の除雪は大きな負担となっています。見かねて近隣住民が手を貸す光景を目にすることもあります。どの世帯が除雪困難な状況にあるのか、町が全て把握するのは難しいと考えます。そこで自治会と連携を図り、これらの世帯の除雪に対応できるシステムを構築する必要があるのではないでしょうか。例えば、自治会長が指定したこれらの世帯の除雪を地域住民に割り当て、自治会を通して報酬を支払うなどの方法が考えられますが、町長の考えをお尋ねいたします。

以上2問、よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「JR五能線について」であります。現在、高校の登校時に利用されている列車は、深浦駅始発で岩館駅から6時24分の列車であり、東能代駅には7時10分に到着し、奥羽本線の上り下りとも7時13分発に接続され、上りの秋田駅からは秋田新幹線が接続されるダイヤが組まれております。

質問では、登校時間に合わせた上り電車がなく、学生や保護者が大変苦勞していると

ありましたが、奥羽本線を利用する高校生も、東能代駅に上り下りそれぞれ7時11分と12分に到着する列車を利用しております。高校によって差異はありますが、能代高等学校においては8時から朝学習が始まると聞いており、五能線、奥羽本線の列車到着時間に合わせたカリキュラムが組まれております。能代工業高等学校や能代松陽高等学校、能代西高等学校においては、奥羽本線を利用する高校生が五能線の折り返し列車に乗り換える必要があることから、本町から登校する高校生は奥羽本線利用の高校生に比べると早い時間に学校へ到着することになりますが、その分学習や部活動の自主練習に時間を割けることにもなります。高校生にとっても、空いた時間、自己を高めるために、いかに有効に使うか考え実践することも、非常に大切なことだと思っております。

以前は7時台の岩館発の列車もありましたが、利用者数の減少により廃止された経緯があります。現在まで町にはダイヤの改善要望は寄せられておりませんが、具体的な改善要望が多数寄せられた場合は、当然ながらダイヤの改善をJRへ要望してまいります。

次に、「沢目駅にリゾートしらかみの停車を」についてお答えいたします。

JR五能線の沿線は、奇岩に打ち寄せる波や白神の山々など美しい風景が楽しめる路線で、一度は乗ってみたいローカル線として1位になったこともある、全国的に人気を集めている路線の一つです。平成9年4月1日にこの五能線に登場したのが「リゾートしらかみ」で、今年で4月1日で満20周年を迎え、各地でお祝いのイベントが開催されたところです。

このリゾートしらかみは、観光列車的な位置づけで運行されており、主に県外からの観光客が景色を眺めながらの移動手段として、あるいはリゾートしらかみに乗車すること自体を目的に来た人たちが多く利用しております。座席は全席指定ということで、通勤・通学列車とは一線を画しております。また、運行区間は秋田駅から弘前・青森駅までで、1日に上下線各3本が運行されております。特に景色がよいとされる岩館と大間越駅の間は徐行運転をするほか、千畳敷駅では散策のため15分間停車するなど、観光列車ならではのサービス運行となっております。また、リゾートしらかみの停車駅では、駅からご当地グルメや温泉入浴などを楽しめる観光体験メニューなどを準備し、リゾートしらかみ利用の観光客に提供しております。

さて、現在八峰町内にあるリゾートしらかみの停車駅は2カ所ありますが、あきた白神駅は秋田側の白神山地の玄関口として平成9年10月1日に開業したもので、旧八森町とJR秋田支社が協働で設置した駅で、ハタハタ館への宿泊や入浴、白神山地二ツ森や

留山観光を目的とした、多くの観光客が年間を通じて多く利用しております。今年の10月1日には駅の開業20周年を迎えることから、あきた白神駅まつりを盛大に開催することとしております。もう一つの停車駅岩館駅は、列車待ち合わせのためだけのお客さんの乗り降りができない運転停車駅でありましたが、平成11年から平成17年にかけて行われた唇気楼ダイヤ運行の結果、岩館駅と十二湖駅が人気のスポットとして乗降客が非常に多かったことから、平成19年4月1日からリゾートしらかみの停車駅となっております。

このように、観光客のその駅での停車を求める需要が多いか、乗降客数の実績が大きいか、つまりリゾートしらかみの駅利用者数により停車駅になるかならないかが決まっております。したがって、町内の駅の周辺人口を比較すると、沢目駅は確かに人口は多いかもしれませんが、リゾートしらかみで能代駅やあきた白神駅など近隣の停車駅で下車して、沢目駅周辺の観光や食を楽しむ観光客が日常的に多くいるとか、逆に、沢目駅周辺に住む多くの方が、日常的にリゾートしらかみの停車駅からリゾートしらかみを利用しどこかへ出かけるとかの場合、新たに沢目駅に停車しても利用者数が期待できるし、地域住民にとっても便利になるということで停車駅になる可能性もありますが、現状からリゾートしらかみの利用者は多く望めないと考えますので、停車駅の要望は難しいものと考えます。

ただし、青森県藤崎町のように、花火大会や梅沢富美男ショーの開催に合わせ臨時停車している実績もありますので、そのような催しを沢目駅周辺で企画した場合、JRさんに臨時停車を実現できるよう要望しますので、その際は是非相談していただければと思います。

続きまして、2問目、除雪についてお答えをいたします。

現在、町では高齢者世帯等の除雪作業を支援する事業として2つの事業があります。1つは「軽度生活援助事業」があります。この事業は「65歳以上の単身世帯及び高齢者のみ世帯の方が軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅での自立した生活の継続を可能にすること」を目的としており、家の周りの手入れや草取り、除排雪や家屋の軽微な修繕及び修理など1時間程度の軽作業行うもので、利用1回につき料金100円を支払うもので、町のシルバー人材センター会員が作業に当たります。冬期間の12月から3月に利用できる回数は15回までで、昨年は284回の除雪作業を行っております。現在135名の方が登録しております。また、もう一つは平成22年から実施しております「八峰町

地域支え合い活動支援事業」であります。この事業は、小型除雪機を自治会等に貸し出す事業であります。作業は自治会等の方々が行います。昨年は1月上旬から3月上旬まで8つの自治体に貸し出ししており、毎年9台の除雪機がフルに貸し出されている状況です。当面これら2つの事業を推進しながら、高齢者世帯や体の不自由な方々の除雪支援に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 2番議員、再質問はありますか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） まずは、通学列車について再質問をさせていただきます。

実際ですね高校生をもつ親御さんは、相当数の方が送っていったのが現実であります。この一番列車に乗って高校まで行くよりも、遥かに送られていく学生の方が多いというふうに聞いております。ですから早く学校に着いて勉強するとか何かするとかというそういう生徒ももちろんいないではないでしょうけども、保護者がどうしても送っていけない環境にある学生が利用する率が多く、保護者が車をもっていたり、そういう家庭はほとんど送っていくと聞いております。おそらく役場職員の中にも、毎朝高校に送ってから通勤してくる人もいないのでしょうか。そういう意味ではですね、何時の新幹線に合わせてどうのこうのというのは私も全部調べて分かってますけども、例えば、もう45分遅い、能代駅7時50分、東能代駅7時55分着というダイヤがあったとすればですね、東能代の8時14分の普通列車で秋田市が9時26分、こまち16号10時07分というふうに繋がっていくんですよ。だからもう一本この電車を出していただければ、相当数のその駅周辺の高校生は親を頼らなくても通学できるのではないかというふうに考えるわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

そもそもこの列車ダイヤ変えたのは、利用者数が減ったという状況の中でこういうふうな状況になっています。だから、現在も送迎するよりもまず五能線を利用させていただくという乗客数が増えることによって、そういう要望もできるんですけども、残念ながら増やしたけれども実際は利用しなかったというふうな状況になると、なかなかこれはJRとしても取り組めないというような状況になります。これは蛇足ですけども、私も汽車通学した人間で、6時半起きるのが当たり前だと思って通学して、今のように送ってもらえるような状況は一切ありませんでしたので、これが当然だと思ってたんですけど

れども、そこら辺はどうなのでしょうかね、親と子どもはそういう関係になっているのか分かりませんが、できるだけやっぱり足を使って通学して、足も鍛えながらやっぱりやっていくということもまたいいんじゃないかと思えますけども、いずれにしてもそう急激にそういうことで利用が増えるというような見込みは少ないのではないかと、いうふうな判断に立ちます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 今町長が言われることは分からないわけでもありませんけども、まずは、まずもってまず少子化というのがありますから当然利用者が減っているわけですが、その少子化に追いをうってまたダイヤ改正のことで早くなれば、ますます乗る人が少ないわけですよ。だからどっちがどうだと今言ったみたいな議論になるわけですけども、でなくてもやっぱりこう、今ね親が送っていく家庭の方が多いというのが事実なわけですから、これを今さら全員電車に乗っていけという時代ではないように私は思います。ですからやはり、今すぐにJRに要望したからといってですね次のダイヤ改正からそういうふうになるということはちょっと考えにくいことではありますけども、長期的に要望していくということが私は大事だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほどもちょっと言いましたけども、各学校によって開始時間があります。例えば本線から来る人もおるわけで、ダイヤは五能線だけで組まれてるわけではありませんで、学校もまたそういういろんな状況に合わせて学校の時間を開始してるという今の状況でございますので、ここだけで物事を改善するという状況ではありませんで、学校とかそういうものを含めながら、あるいはまた地域の父兄方も本当にそういうふうなことなのかどうかというのもちよっと私自身把握してませんけども、高校のPTAとかそういうものでひとつの形として意見がまとまるのであればそれはそれとしていいんですけども、現状ではまず利用してもらって、利用したけどもこうだと、こういうふうな不便があるというのであれば、利用しない中で増やさないと言われてなかなか説得力がないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） これだけ少子化が進むと利用者数が少ないというのは分かるわけですけども、それでなくてもやはりこういったことになると思います、若い世代がますます

す町外に出ていくんじゃないか。高校生になったら毎日送っていかねばねがったら能代さ
住んだ方がいいとか、そういうことにもなりかねない状況だというふうに私は思っており
ます。答弁はいりませんが、このような通学列車が欲しいという保護者の意見が少
なからずあるということ踏まえてですね、これからちょっと町政の中にも取り組んで
いただければありがたいと思います。通学列車については以上です。

○議長（芦崎達美君） 2問目の除雪について、再質問はありませんか。2問目の。もと
へ。②のリゾートしらかみについての再質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） リゾートしらかみという列車は観光列車であって、日常使う列車
でないということは私も十分に認識しておりますが、ただここを通過するだけには私は
もったいないと思うわけです。やはりそれは、別に沢目駅に限ったことではなくて、自
由席の車両一両加えるとですね、本当にこれは沢目駅だけじゃなくて停車駅の周辺の住
民の声として、青森県側も含めてですね随分使える列車になるのではないかと思います
が、町長はいかがでしょう。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほどもちょっと申し上げましたけども、やっぱり利用する人方
は五能線の景色を見に来るわけでありますので、各駅停車のように一駅一駅止まってで
すね行くと、秋田から青森までの間ですから時間的にも非常にロスができてしまうとい
うようなことで、このJR自体としての考え方としてはあくまでも観光に主体を置いた
列車ということでやっていますので、これを通勤通学の列車のような対応で同じく運営
していくというのは、JRとしては取り得る状況は今のところはないと思います。で、
はっきり住み分けして、日常の平常のダイヤの列車とそれからリゾートしらかみは使い
分けして今いるような状況ですので、これ、各駅停車止まるのであれば今の通勤通学
のような列車を利用していただければいいことであって、リゾートはやっぱり目的が違
いますので、それはちょっと無理があるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 私は何も各駅停車がいいと言ってるわけではなく、現在も止まる
駅あるわけですから、全席指定ではなくて自由席が一車両あればですね、現在止まる駅
の、青森県側でも秋田県側でも電車の本数は少ないわけですから、リゾートもそういう
車両が一両あれば随分周辺の住民が使いやすくなるのではないかということ言ってる
わけですが、いかがでしょうか。

- 議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 今のように全席指定で、しかも限られた停車駅で運用をするというところに観光目的の列車の価値があるので、そうでない限り、自由席設けても、これ止まる駅が同じであれば意味がないと思いますので、別に指定だから乗れないわけではありませぬので、指定場所へ行けば乗れるわけでありませぬので、JRの中でのいろいろな今までのケースからいくと、あんまりそういうものは期待できないんじゃないかなというふうに思います。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- 2番（笠原吉範君） 全席指定ですと何か急にですね、ちょっと能代に行かねばねぐなつたとかという免許のない人にとってはですね乗れないわけですよ。で、自由席があれば、まずふらっと行ってもすぐ乗れるわけで、ですから本当にもったいないことだと。電車の本数が少ないわけですから、走ってるわけですから現実には。観光客だけに利用させるというのは私としてはどうかなという気もしまして、一両、地域住民が使える自由席があつてしかるべきだと思いますが、くどいようですが今一度答弁をお願いします。
- 議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。
- 自由席つけることはいいかもしれませんが、止まる駅が限られてるわけですからあまり意味ないと思います。止まる駅は決められてるわけですから。だから各駅停車にしない限り、自由席をつくってもあまり意味がないんじゃないかなというふうに思います。
- 言ってる意味分かんねえすか。例えば自由席つけても沢目駅に止まったり東八森駅で止まったりするわけではないので、その利用するという状況の間に、各駅停車にしないとそういう要望には応えられないこととなりますので、今の中では観光路線として一定のどこを走らせて、県外からのお客さんをこの五能線に呼び込むというところに主な狙いがある列車ですので、これを変えるということになればかなりの戦略の見直ししないとJRも変えられないんじゃないかなというふうに思います。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- 2番（笠原吉範君） 何も各駅停車しなくても、現在止まってる駅で自由に乗り降りできる車両が1台あれば、それは青森県側、現在でいけば青森県側の人たちが多数利用することになるんでしょうけども、こちらは人口密集したところにリゾート止まらないの

であれですけども、青森県側に行けば幾つもそういう駅があるわけで、で、そういうことが定着すればですね、やっぱりこう、そんな各駅停車しなくてもやっぱり周辺人口の多いところに止まっていただければ利便性が高まる、少しでも何ていいますかね、公共交通機関が少ないわけですから、そういうふうにご利用できるようになるのではないかなというふうに私は考えますが、平行線をたどるようなのでこれでリゾートしらかみにおいては終わりにします。

○議長（芦崎達美君） 続いて、除雪についての再質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） これは、この除雪についてはですね、町民の方から私の方にちょっと相談といいますか意見があったわけで、高齢者世帯へ除雪車が行くと、うちの前に山盛りになるわけです。そうすると、一生懸命やろうとしますが、ちょっと体が思うように動かないと近隣の住民が手助けをしてくれるということがあるそうです。しょっちゅうそういうことを、もちろんボランティアでその方は手伝ってくれてるんですけども、なかなか黙ってるわけにはいかないと。いつもありがとうございますということで何かしら土産を渡さなきゃいけないと。例えば、自分のうちの除雪をやってくれることで少しでもその人に報酬が入るという仕組みがあれば、お互いに気兼ねなく頼んだりできるのになというそういう提言をいただいての一般質問であります。

先ほども言ったように、先ほどの町長の答弁も理解できるわけですけども、除雪車が行くとですね一斉にみんな各屋々で除雪をします。シルバー人材を待っているといつになるか分からないというのが現状です。緊急性を要するものです、除雪は。ですから自治会と手を組んでですね、ここの家庭は必要だということに住民、まあ元気な住民もいるわけですし、除雪の機械を持っている方もいるわけです。あなたはあそこのうちの担当だよというような形で割り振りをしていただいてですね、自治会を通して多少なりとも報酬をあげるといったようなそういうシステムは考えられないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

除雪は、ご存じのとおり、確かに家の前に置くのは普通の人ではあれ、それから高齢者の世帯であれ、どこにもこう置いていくわけですので、それはなかなか大変なことは分かります。ただ、今町の方ではまず高齢者とか高齢者のみの世帯、あるいは高齢者の一人暮らしであるとか高齢者のみの世帯、そういった自分で対応できない人について、

さっきの軽度生活援助事業というので今対応しています。これ登録しておりますので、その人方は自分で必要であればそこに申し出ていただければ、1回100円はかかりますけどもちゃんと自分の金払ってやってもらうことができますので、それを申し出ていただければいくらでもこれはできるわけですので、これをひとつ利用していただくと。あと、先ほど笠原議員が言ったように、地域で支えの中でねお互いに助け合ってやることは非常にいいことだと思います。それに金払えというのがいいのかどうかあれですけども。ただ、自治会でも除雪機械ないところもありますので、そういうところについては必要であればもう増備しながら我々やりますけども、今の中では、ある除雪機械はフル稼働して、自治会によってちゃんとそれもって行って地域のそういう人方のために除雪をしている状態ですので、必要であればまたおっしゃっていただければ我々も対応したいと思いますので、そういう2つの二段構えで今頑張っていきますので、今、笠原議員から言われたようなのを新たにまた金払ってやれるような制度はつくるのか、今のところはもっていません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） そういう制度を知らないでいるのかどうか分かりませんが、実際困っている家庭は実際にあるわけですし、先ほども言ったように緊急性を要するものです。除雪車が早朝行った後、昼間でも構わないで置くというわけにはいかないのですからそういうの見かねて近隣住民が手を取り合ってやってる、それにお金を払うのはどうかという町長の答弁ではありますけども、しかし、やはりそのボランティアで、先ほども言ったようにですね例えば隣の父さんが毎回やってくれると黙ってるわけにいかないんですよ。それはやっぱり人の気持ちとしてですね。まあそういう意味でも私は報酬をあげるというのは、それこそそんな長時間ではないのでそんな莫大な報酬にはならないと思います。ですからそういった制度をつくってはどうかと思いますが、くどいようですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

支えの中でやるのはそれはそれでいいことですし、もう金かけてもやってもいいんだというんだったら、さっきの事業を利用してもらえば何も気兼ねなく利用できますので、そちらの方を活用していただくように勧めてみていただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○2番（笠原吉範君） ありません。

○議長（芦崎達美君） これで2番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 1時55分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 皆さんお疲れ様でございます。もうそろそろいい時間かなと思いますけども、通告しておりますので5人目の一般質問を行います。議席番号8番嶋津でございます。傍聴の皆さんにも最後までお付き合いいただきましてありがとうございます。

さて、今定例会の私の質問は、お渡しのとおり過去に出したものにちょっと毛が生えたぐらい、これについて手を抜いたわけではありませんけども質問したいと思います。町長からは、その後どう取り組まれたのかということをお聞きしたいと思います。

まず1点目ですけども、町有地石黒の活用についてであります。

書いてありますとおり、2年前、質問の中で、皆さんからも林活の議員連盟のメンバーですんで現地の方見てもらって、2年間行っています。で、その際ですね町有地石黒で実施して、その後、町長の答弁を受けまして団体をつくって石黒地区で事業やってまいりました。町の協力に感謝を申し上げます。

それで、平成27年から実施しまして今年3年目になるわけですが、3年間で道路に面するところ、3年から延べ面積が作業重複するんですが21haほど、雑木の山の下刈り、そして間伐を実施する、まあ完成見込みであります。で、この山でありますけども、皆さん分かるとおり役場周辺もそうですが、松くい虫、あるいはナラ枯れが昨今進んでおります。そしてまた、不幸なことに毎日のように熊の出没の防災無線が流れてるわけですけども、白神山地のただの山っていいですか、ただの雑木山でありますけども、何とかしてせつかく手を入れた山ですんで町のために何かしら役立てたい、役立ててほしいと思ひ質問いたします。

まず1番の①ですけども、この雑木の森を町民の山仕事の体験とかですね、あるいは親子の何かの記念植樹、児童生徒の環境教育、あるいは町外の方々との交流などに使う、

そういう場に使えるもんだろうか。あるいは、石黒の作業道の裏側はちょうど白滝林道のちょうど背中合わせになるわけですが、そこちょっと結ぶだけで、まあ碎石を少なくともですね、ちょっとこうユンボでこう通すだけですね山歩き、今流行りの山歩きとかトレイル、これなんかに活用できるんじゃないかと思います。そしてそれをあわせて、町内には二ツ森という山あるわけですが、留山もあります。ただ、自由にできる山っていうのがあんまりないものですから、町民の森っていう形で活用されてはどうでしょうかということをお伺いします。

②番です。国道沿いで、現在あきた未来づくり交付金事業ということで、ホダ工場、栽培棟等が整備されつつあります。その事業の中の一環で、交付金事業の中でですねナラの資源調査ということを実施することになっていましたけども、その後どこまで進んでいるのでしょうか。

続いて2点目ですけども、これも去年の夏ですねアユのあれを踏まえて質問したわけですが、水沢川の水量調整、それから川魚の看板設置、これについて質問いたします。

今年もですね、去年の段階で川のその水の放流については、渇水対策調整会議っていいですか、の中で話題にする、こういうことで答弁を受けてました。ところが今年の夏、9月ですんで季節はもうアユから川魚のイワナにこう段々移ってるわけですけども、今年の夏も大変、川底が見えるような水量不足でありました。渇水対策の調整会議の中でどういうお話をされたのでしょうか。

それから看板の件ですけども、これも設置すると伺いましたけども、どこに設置されたのでしょうか。

最後ですけども、公募事項のその後についてということでお伺いいたします。

公募事項、町の課題となっているのがいろいろあるわけですが、旧埴川小学校の校舎等の利活用、これも現在、みんなの廃校プロジェクトに応募出してるわけです。もう一つは町営診療所の常勤医師の確保ということで、これも公募、公募っていいですか、募集しております。それぞれについてですね、その後どういう反応があってどう対応されたのか、お聞きしたいと思います。また、トップセールスとしてまたどっかにこういう働きかけした、そういう内容もお知らせ願えればと思います。

以上3点について、よろしくお伺いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 嶋津議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「町有地石黒の活用について」の1つ目、「町民の森として活用されては」についてであります。

確かに、平成26年12月定例議会で嶋津議員の質問に対し、「国の森林・山村多面的機能発揮対策事業は民間組織が事業対象となるもので、この事業・活動に意欲のある民間団体があれば、事業活用のフィールドとして水沢山12番地を無償貸付けしていくことも検討していきたい」と答弁したと記憶しております。その後、平成27年3月に嶋津議員が書記を務める「白神里山クラブ」から、この事業に取り組むため町に水沢山12番地の無償貸付申請があり、平成27年3月18日から平成30年3月31日までの期間、15haを貸付けする協定書を締結し、現在に至っております。特に今年度の事業からは、国の交付金の4分の1を町が負担し支援することになっております。町民の森づくりを進める林業活性化に繋がりたいという思いでボランティア活動をされている白神里山クラブの皆さんには、衷心より敬意を表するものであります。

さて、現在、広葉樹の下刈り、間伐を進めている期間内ということですが、水沢山山仕事を体験してみたいとする町民が果たして多いのかどうか。植樹については、以前この地で植樹を行っていた「海と川と空の塾」が、今は高峰山で毎年のブナの植樹を行っているほか、白神ネイチャー協会はナメトコ沢で毎年ブナの植樹を行っています。

水沢山で植樹を希望する団体があるのかどうか。児童生徒の環境教育については、学校のPTA林がある、ぶなっこランドがある、留山がある、二ツ森がある中で、水沢山での要望が多いのかどうか。また、「トレイル」について、森林や原野、里山にある「歩くための道」のことをトレイルと言うそうですが、水沢山から白滝の林道、湯ノ沢林道または水の目林道に繋ぐとなれば相当な距離の整備が必要となります。町が「町民の森」として看板を掲げ、多くの町民に安全に活用してもらうためには、それなりの整備と維持管理が必要となり、責任も伴います。例えばトイレや休憩施設、駐車場やアクセス道路の改修も必要となるだろうし、歩くための道と言えども安全に通行するためには相当の整備費が必要となります。このように考えただけで多額の事業費を要することは、すぐに想像できることであります。現在のところ水沢山の活用などについて町民の方々から要望などきていない状況なので、「町民の森」として整備することは考えておりません。いずれ多くの方々から要望や意見が寄せられ、機運が高まった時点で検討すべきものと考えています。

次に、2つ目の「ナラの資源調査」についてであります。

あきた未来づくり交付金事業では、町が主体的に行う「町事業」と県が主体的に行う「県事業」、そして県と町が協働で行う「県町協働事業」の3つがあります。この県町協働事業の中には、4つの取り組み内容があり、その1つ目「広葉樹の資源量把握のための調査・検討」の項目について町が担当し、既に平成28年度で調査を終えております。2つ目の「広葉樹搬出のための路網整備の検討」、3つ目の「菌床培地製造・栽培実証試験の実施」、4つ目の「広葉樹菌床生産の事業化に向けたシステムの検討」については、県が担当することになっています。

町には約6,000haの広葉樹林がありますが、菌床培地に適したミズナラ、コナラ、クスギがどの程度あるのか、白神森林組合に委託し調査したところです。平成28年度で全面積を調査するのは調査日数等から無理があるので、峰浜地域の2,800haを調査することにしましたものです。調査は、林小班ごとの調査地点を設定し現地調査を行い、対象木の本数、材積を計算し、それを小班の面積に掛けて見込み材積を算出する方法で行ったものです。調査の結果、町有林や財産区、埴生産森林組合、石川生産森林組合、各自治会など各団体が所有するものだけで、約6万2,400m³の材積となっています。これは、今後峰浜培養が300万本のホダ木を製造するとして、約25年分に相当する材積です。これに個人所有分が加わり、さらに詳しい調査は行っておりませんが八森地域の約3,100haの材積が加わるので、資源量は十分にあることが分かったところです。これらの調査結果から、今後県が主体となって搬出方法や活用方法などを検討することとしております。

2点目の「水沢川の水量調整と看板の設置について」のご質問にお答えをいたします。

嶋津議員からは昨年引き続き、今年も、水沢川は大変な水不足でダムから適量を放流していたのかという質問でございますが、昨年も申し上げたとおり、水沢ダムは土地改良事業の一環として、洪水調整とかんがいを目的に建設された防災・かんがいダムとして供用されており、したがって洪水発生危険性がある緊急事態を除き、通常時はかんがいのために峰浜土地改良区頭首工管理責任者などと連絡を密にしながら計画的に放流を行っております。放流量が最も多いのが5月上旬の代掻き時期で、それ以降9月上旬までは普通水量の放流を行い、河川の水位を一定に保つようにしております。また、ダムのもう一つの役割として、水枯れのときでもアユ、ヤマメ、イワナ、川虫などが生きていくために必要な水を流し、河川環境を保全することとしております。

さて、「水沢川渇水調整委員会」については昨年も話しましたが、毎年1回開催され

ております。この調整委員会は土地改良区と水利組合の主催で、今年も6月14日に開催され、県のダム関係者3名と町からも職員1名が出席しております。調整委員会では、ダム関係者から、ここ数年間の降雨量をもとに作成した平成29年度の5日間ごとのかんがい用水の計画放流量について説明があり、それに対して出席者から出された質問や要望を協議するという流れとなっており、その際職員からは、もう少し放流する水量を増やしてほしいという要望も伝えております。また、今年にあつては農地に水が少なくなった時期があり、受益者の要望により当初示した計画水量よりも多い放流を行っております。このように、ダム管理者は、農地へのかんがい用水放流について臨機応変に対応しているほか、水沢ダム管理事務所横の公園入り口に設置した大きな看板に示しているように、川の水量をチェックしながら川の生物のための河川環境の保全も行っておりますので、今年の河川の水量は少なかつたにしろ、魚などの生息に影響が出るほどの水不足ではなかつたものと認識しております。

もう一点の「川で違法な漁法禁止の看板設置について」ですが、昨年の嶋津議員の質問を受け、昨年は岩子地区の住民への聞き取り調査と職員による巡回を行い、違法なアユ採捕が行われていないか確認しましたが、昨年の段階では事実確認ができませんでした。また、今年6月の水沢川へのアユ放流後にも、川に接する田んぼや畑で作業をしている人や住民などに、違法にアユを採捕している人を見たことがないか、うわさを聞いたことがないかなどの聞き取りを行いました。全員が見たことはもちろんないが、うわさも聞いたことがない、今はそんな人はいないよと強い返事が返ってきております。

また、今年も日中ではありますが、時間をつくり、月に3回程度は職員による巡回を実施してまいりました。ただ、巡回を通し違法な漁法を禁止する看板が少ないことも確認しており、啓発活動で釣り人に注意喚起が必要であることから、遅くなりましたが現在2カ所への看板設置を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。また、看板設置後であっても、毎年聞き取り調査は実施してまいりたいと考えております。

なお、昨年、嶋津議員からは、不法に荒らされているのではという話もありましたので、今後情報がありましたらお伝えください。その際は、警察、県の巡視員による巡回を行います。

次に、「公募事項のその後について」お答えいたします。

平成29年3月に旧埴川小学校利活用検討会より答申を受け、「町内の産業を活性化し経済をより循環させることで、新たな雇用を生み、活気と創造性にあふれたまちづくり

を推進するため、産業振興や地元雇用の拡大などに資する利活用を最優先とする」との利活用の方向性を受け、アクションプログラムに掲げる文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」を活用し、広く企業などを募集することとして、5月からホームページで公募しております。現在まで1社から問い合わせがあったものの、その後の具体的な動きは残念ながらまだありません。この間、東京生薬協会を直接訪問し、校舎の活用の打診を行いましたが、活用予定がないとの回答を受けております。その後、北海道東川町へ行政視察を行い、「日本語学校」としての活用を探りましたが、学校の開設は難しいと判断しております。

これまで、町内若手農業者から「野菜の加工場として利用可能か」と問い合わせがあったほか、町内農業法人からは「事務所兼作業場」としての活用は可能かといった問い合わせがあったものの、具体的な申し出は現在までないのが実情です。旧塙川小学校の利活用については、引き続き文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」により広く企業などを募集を続けるとともに、町内団体等の活用希望が具体化してくるのをもうしばらく待ちたいと思っております。

次に、町営診療所の常勤医師の確保のその後の動向についてお答えいたします。

まず「常勤医師確保の現状」については、地元医師会や秋田県に医師確保に関して継続して協力依頼をしております。また、医師募集を町内外に発信するため、インターネットを利用した情報発信では、秋田県のドクターバンクや日本医師会女性医師バンクへ登録し、常勤医師募集の広告を掲載したほか、町ホームページへ医師募集のお知らせを掲載しております。1件の問い合わせはあったものの、確保までは至りませんでした。医師不足の中、非常に厳しい状況下ではありますが、今後も町出身の医師に個別に勧奨したり、様々な人からの情報収集に当たってまいります。また、この4月より、非常勤ではありますが週4日、10時間勤務でお願いしており、今後も秋田県、能代市山本郡医師会、現在非常勤医師を派遣していただいている能代厚生医療センターと連携をとりながら、引き続きあらゆる機会を捉え、常勤医師確保に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 8番議員、再質問はありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） まず1番目の石黒の件ですけども、①については町長お金がかかるということで、今のところ町民の森に指定等は考えてないってこういうことだと思いますので、これについては、団体がやってるから町も頑張ってもらいたいなと思ったわけで

すけども、団体なりにまた別の活動を継続したいと思います。

②番の方なのですが、調査の結果、概算で可能だろうと。ナラの加工ですか、ホダ木の方に可能な量があると。このことについてですね、県の方が今度は結論づけるだろうと思いますけども、今一生懸命、平成29年度事業で栽培の方整備してるわけですけども、将来やはり資源からですね製品まで一貫生産ができる循環作業といいますか、そういうところにもっていくように頑張ってもらえたらと思っております。

議員の方の視察でも、私の方の方は10月でしたか、総務委員会の方では奥出雲の方にシイタケの産地を見ながら一貫生産の方勉強したいなと思っておりますので、この1番についてはひとつ頑張ってやるようにということで終わりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 何か質問、答えられないような感じであったけどもお答えをいたします。

資源量を調査しましたので、実際このとおりあると。まだ全町にわたって調査すればこれ以上にあるというなのが大体分かりましたので、あとはそれを搬出するためにどうするのか。当然搬出するとすれば路網からいろんな形のもので出てきますので、これは県との連携のもとにやることになると思いますし、それから、あとこの後、今新しい工場もつくってるわけでありまして、この後そういう山にある地元の資源を活用しながらホダ木をつくっていくということになれば、もっと資源循環に繋がっていくことになりますので、頑張ってこれを推進してまいりたいなというふうに思ってます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番笠原吉範君。

○8番（嶋津宣美君） 町長の回答で、1番の②についてはひとつ期待したいと思います。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 2問目の水沢川の水量調整と看板の設置について、再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） そういう調整委員会やってですね、それで水の放流をしてるってことですけども、上流部の方については橋の上から見る限り昨年と大して変わりない。で、今年何か釣りの人方がかなり広範囲のとっから、例えば北秋田市の人とかですね、かなり内陸の方からも来てまして、魚、アユだけでなくイワナもそういう方々見えてますんで多いのかな。で、その何ていうんですか、そのファンっていいですか地元のファンも、今年は確かに違法なやつはないけども看板がないなど、こういうふうな

声聞いてます。それから、里の方で熊出没のこうアナウンスしてる時でもですね、町の人方へっちゃらで山の中に入ってですね釣りやってるわけで、熊心配でないのかなとこう逆にこちらが心配しながらやっていますけども、ひとつ、もともと川にいるアユとかです。ねイワナ、彼らがやっぱり先にその川に住んであったわけでしょうから、できるだけ最低限の水だけはこの後も流すようお願いしたいと思います。これは回答ありません。

○議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですね。

○8番（嶋津宣美君） はい。

○議長（芦崎達美君） 次に、公募事項のその後についての再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 3番の公募事項っていいですか、埴小であったり、それから医師の確保の関係ですけども、それぞれ町長の今までの行政報告の中でもあるとおり、北海道に行ったり、それぞれのこう企業の方にPRしてることは存じてます。ただやっぱり、週3日ですか、今診療所やってるのは。なかなか患者さんも減ってる。決算を見てもですね医科診療の方が若干減ってる。そういうことで患者さんも高齢化してるわけでしょうけども、能代の方の医師の方のお医者さんの方にかかっているのかなと。やっぱり地元でかかりつけ医となる診療所を早めに努力してですね、常勤医師を確保されて、そういう努力をしてもらいたいなとこう思うわけです。

それで埴川の小学校についても、それぞれ声がかかっているようですけども、廃校プロジェクト見ると何か秋田県1校だけ何か載ってあったんですけども、今みんなこう、どこみんなオーバーフローしているのかなと思うわけですが、ひとつこの後それぞれの、地元でもそういう何か農業団体の方が野菜加工とかですね作業所として活用できる、したい、そういう声があるわけでしょうけども、ひとつもう少し広くですね呼びかけられて、地元の人方が使えるようなそういう、農業関係ですね使えるようなものにひとつこう取り組んでもらえればありがたいもんだなと思いますか、これは町長から何か最後にひとつお聞きしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほども申しあげましたけども、地元からも活用についての声が出てるのもありますけども、具体的になったわけでありませんが、そういうものを念頭に入れ、そしてまたなおかつ幅広くですね、いろんな形で我々も頑張ってまいりたいなと思っています。

それから、医師の関係は、はっきりいって中核病院となるところそのものも医師が不足してるような状況で、全県的な課題の一つであります。先頃、ある会議で県の医師会の会長さんとも会ったんですけども、その際に話した際は、やっぱり能代山本でも特に八峰、それから藤里町に常勤の医師がないということで、これからの地域包括ケアシステムの構築のためには非常に欠かせない課題の一つなので、我々も注目をしながら関心をもちながら、我々としてもこれから何らかのアクションをとればとっていくというような話などもありましたので、引き続きいろんな可能性を探りながらこれも努力をしまいたいなと思っておりますので、どうかひとつ、何かまた有力な情報がありましたら皆さん方からも教えていただければありがたいなと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番笠原吉範君。

○8番（嶋津宣美君） 今回の質問3つともほとんど前にやったやつの追跡調査みたいな感じですけども、あまり成果ないことは分かってましたが、さらにですね、特に医師、それから3番目の公募関係、やっぱり地元でも期待される事業をですね、あるいはお医者さんを確保されるように、町長言ってますけどもトップセールスでさらに努力されることをお願いして終わりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） これで8番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の会議は9月15日午後1時より開会します。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 2時24分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 10番 山本優人

同署名議員 11番 門脇直樹

同署名議員 1番 鈴木一彦

平成29年9月15日（金曜日）

議事日程第3号

平成29年9月15日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第67号 平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 議案第68号 平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第69号 平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第70号 平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第71号 平成28年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第72号 平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第73号 平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第74号 平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第75号 平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第76号 平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第77号 平成28年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第79号 平成29年度八峰町一般会計補正予算（第4号）について
- 第14 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情について

- 第15 発議第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第16 陳情第 6号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 第17 発議第 7号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について
- 第18 陳情第 7号 「共謀罪(組織犯罪処罰法)の廃止を求める意見書」提出についての陳情について
- 第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員(12人)

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	佐々木高
会計課長	吉田一夫	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	日沼正明
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
建設副課長	内山直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田吉孝	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午後 1時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、4番須藤正人君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月6日の本会議において決算特別委員会に付託となっていた、日程第2、議案第67号、平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第77号、平成28年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長菊地薫君。

○決算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月6日の本会議において決算特別委員会に付託となっております、平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定にかかる審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、去る9月7日から本日までの5日間にわたり決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第67号、平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第68号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第69号、平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第70号、平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第71号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算、議案第72号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第73号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第74

号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第75号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第76号、平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算、議案第77号、平成28年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算については、一括して全会一致でそれぞれ認定すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

なお、決算特別委員会から平成28年度決算に関する付帯意見を、本日、文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 日程第2、議案第67号、平成28年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。本案について委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第3、議案第68号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第69号、平成28年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第70号、平成28年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第71号、平成28年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第72号、平成28年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第73号、平成28年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第74号、平成28年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第75号、平成28年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第76号、平成28年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第77号、平成28年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思ます

が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第68号、平成28年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第77号、平成28年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第68号から議案第77号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。お諮りします。本案について委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号から議案第77号は認定することに決定いたしました。

以上をもって、平成28年度歳入歳出決算認定に関わる議題については全て認定されました。

日程第13、議案第79号、平成29年度八峰町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第79号は公共土木施設災害復旧費に関する内容でありますので、私の方からご説明させていただきます。

議案第79号、平成29年度八峰町一般会計補正予算(第4号)であります。

平成29年度八峰町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万6,000円を追加して、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ総額を67億3,644万1,000円とするものであります。

平成29年9月15日提出

八峰町長 加藤和夫

歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明いたします。

6 ページ・7 ページをご覧ください。

歳入です。

19款 1 項 1 目繰越金、一般会計繰越金の前年度繰越金を333万6,000円追加です。これは歳出の補正に伴う財源補填によるものでございます。

8 ページ・9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

11款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費333万6,000円の追加です。内訳は、職員手当として15万円、これは災害申請事務に係る費用であります。旅費については1万6,000円、災害査定関係に関する旅費であります。需用費につきましては17万円の追加で、被災現場用の消耗品であります。委託料につきましては300万円、測量及び設計業務の委託料で、被災後は2か所の委託料であります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第14、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情についてを議題とします。

本件については、9月6日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について総務民生常任委員会委員長より報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月6日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について、9月8日、総務民生常任委員会を開催し、

慎重に審議いたしました。

その結果、本陳情は全会一致で採択と決定いたしました。

○議長（芦崎達美君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数。したがって、陳情第5号は採択とすることに決定しました。

日程第15、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第6号をご覧ください。

発議第6号

平成29年9月15日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地 薫
賛成者	同上	皆川 鉄也
〃	〃	腰山 良悦
〃	〃	柴田 正高
〃	〃	嶋津 宣美

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由でございます。陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に

ついでの陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 討論ではありませんが、文面が、趣旨、中段以降ですが、「地方自治法の第99条に基づき国に対して意見書を提出していただきますよう陳情いたしました。」ではちょっとおかしいのではないかと。その訂正が必要だと思いますが。

○議長（芦崎達美君） 藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） 今、山本議員がおっしゃるとおりちょっと文言に不備がございましたので、すいません訂正して陳情の方送らせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

○10番（山本優人君） はい。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第6号採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、陳情第6号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

本件については、9月6日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について総務民生常任委員会委員長より報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月6日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、全国森林環境税創設に関する意見書採択の陳情について、9月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本陳情は全会一致で採択と決定いたしました。

○議長（芦崎達美君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第6号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択することに決定しました。

日程第17、発議第7号、全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、発議第7号をご覧ください。

発議第7号

平成29年9月15日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地 薫
賛成者	同上	皆川 鉄也
〃	〃	腰山 良悦
〃	〃	柴田 正高
〃	〃	嶋津 宣美

全国森林環境税の創設に関する意見書提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。陳情第6号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第7号採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第18、陳情第7号、「共謀罪（組織犯罪処罰法）の廃止を求める意見書」提出についての陳情についてを議題とします。

本件については、9月6日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について総務民生常任委員会委員長より報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月6日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、「共謀罪（組織犯罪処罰法）の廃止を求める意見書提出の陳情」について、9月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、本陳情は全会一致で不採択と決定いたしました。

○議長（芦崎達美君） 委員長、しばしお残りください。

これより陳情第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。「共謀罪（組織犯罪処罰法）の廃止を求める意見書」提出についての陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立なし。したがって、陳情第7号は不採択とすることに決定しました。

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程など議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年29年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時25分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 2番 笠 原 吉 範

同 署名議員 3番 水 木 壽 保

同 署名議員 4番 須 藤 正 人